平成26年10月21日(火)保健師中央会議

地域包括ケアシステムの構築に向けて ーこれからの介護予防ー

厚生労働省 老健局老人保健課課長補佐 鶴田真也

本日の内容

1. 社会保障をとりまく状況について

2. 介護保険制度改正の概要について

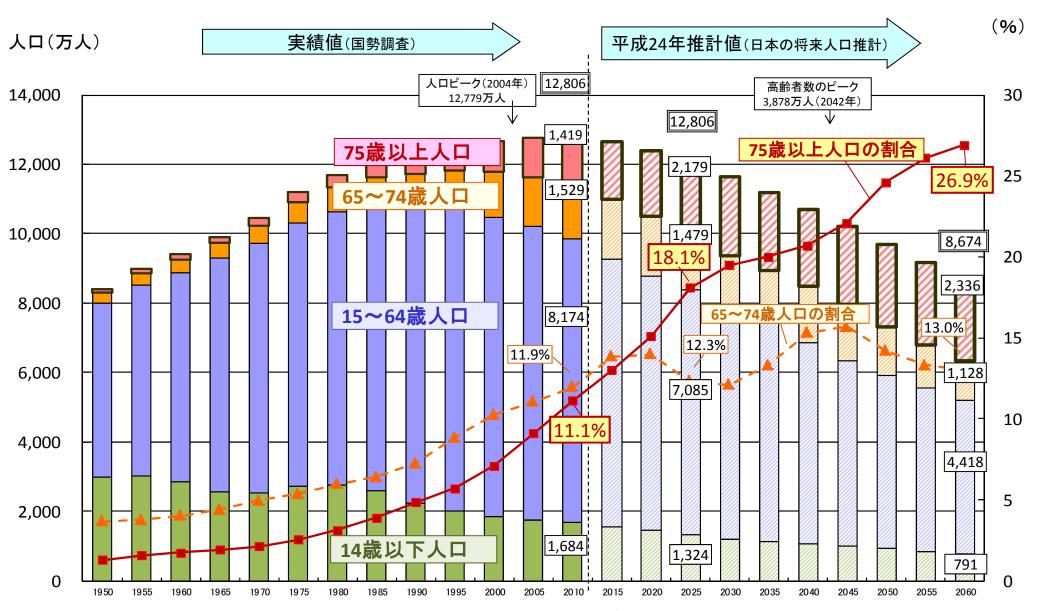
3. 介護予防の推進について

4. 新しい介護予防・日常生活支援総合事業について

5. 介護・医療関連情報の「見える化」の推進について

1. 社会保障をとりまく状況について

75歳以上の高齢者数の急速な増加

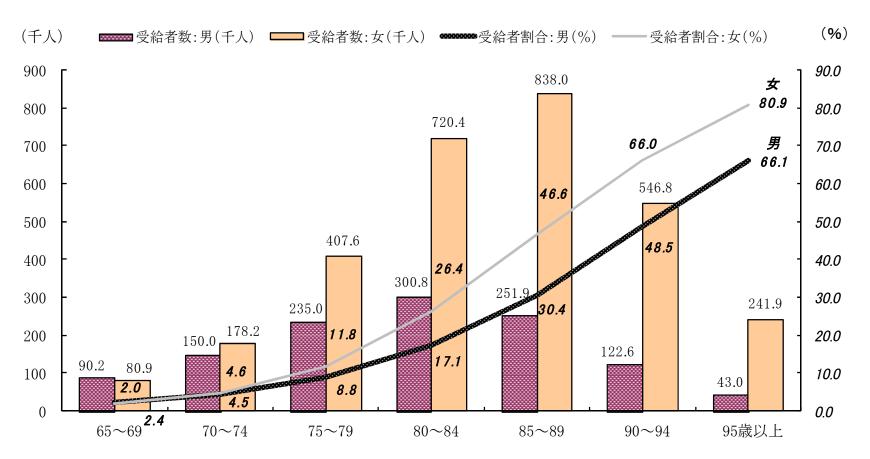


(資料)総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)出生中位(死亡中位)推計 2010年の値は総務省統計局「平成22年国勢調査による基準人口」(国籍・年齢「不詳人口」を按分補正した人口)による。

性・年齢階級別にみた65歳以上人口に占める受給者数の割合

- ・ 75歳を過ぎると、男女ともに、受給者数の割合が増える。
- 男性では、80歳~84歳をピークに、受給者数は減少。
- 女性では、85歳から89歳をピークに、受給者数は減少。
- 受給者のうち高齢の女性の占める割合が大きい。

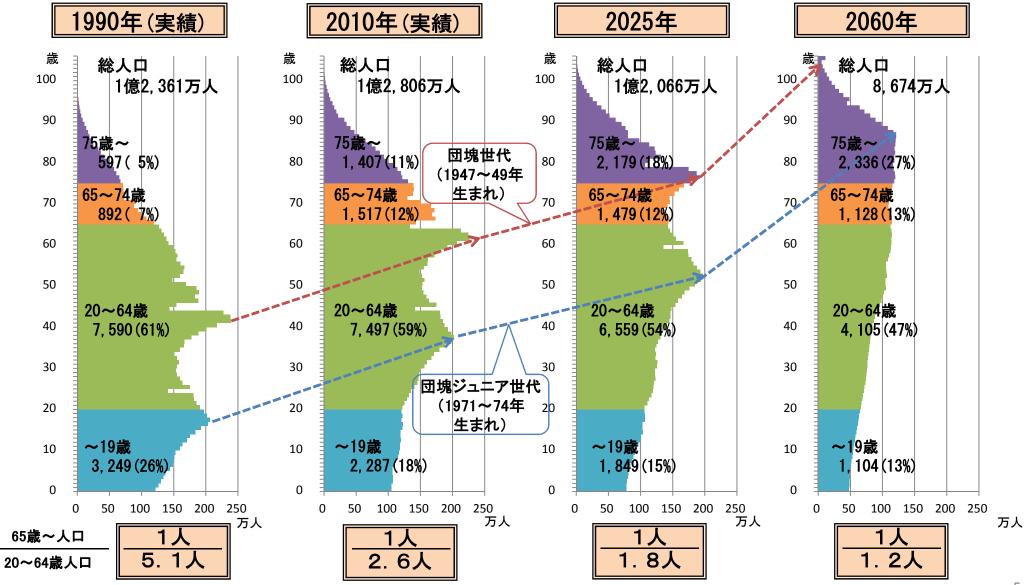
平成23年11月審查分



注:人口は、総務省統計局「平成23年10月1日現在推計人口(総人口)」を使用した。

人口ピラミッドの変化(1990~2060年)

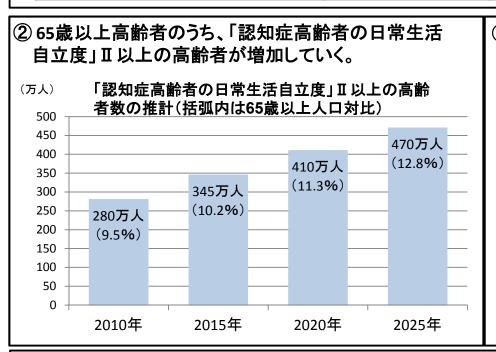
○日本の人口構造の変化を見ると、現在1人の高齢者を2.6人で支えている社会構造になっており、 少子高齢化が一層進行する2060年には1人の高齢者を1.2人で支える社会構造になると想定

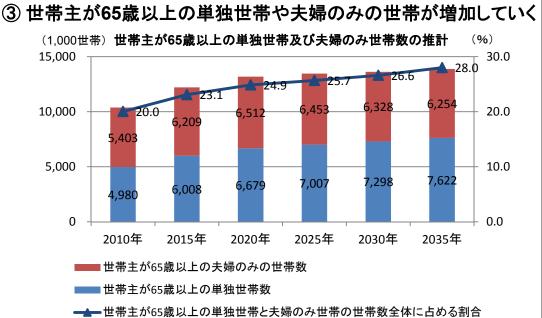


今後の介護保険をとりまく状況

① 65歳以上の高齢者数は、2025年には3,657万人となり、2042年にはピークを迎える予測(3,878万人)。 また、75歳以上高齢者の全人口に占める割合は増加していき、2055年には、25%を超える見込み。

	2012年8月	2015年	2025年	2055年
65歳以上高齢者人口(割合)	3,058万人(24.0%)	3,395万人(26.8%)	3,657万人(30.3%)	3,626万人(39.4%)
75歳以上高齢者人口(割合)	1,511万人(11.8%)	1,646万人(13.0%)	2,179万人(18.1%)	2,401万人(26.1%)





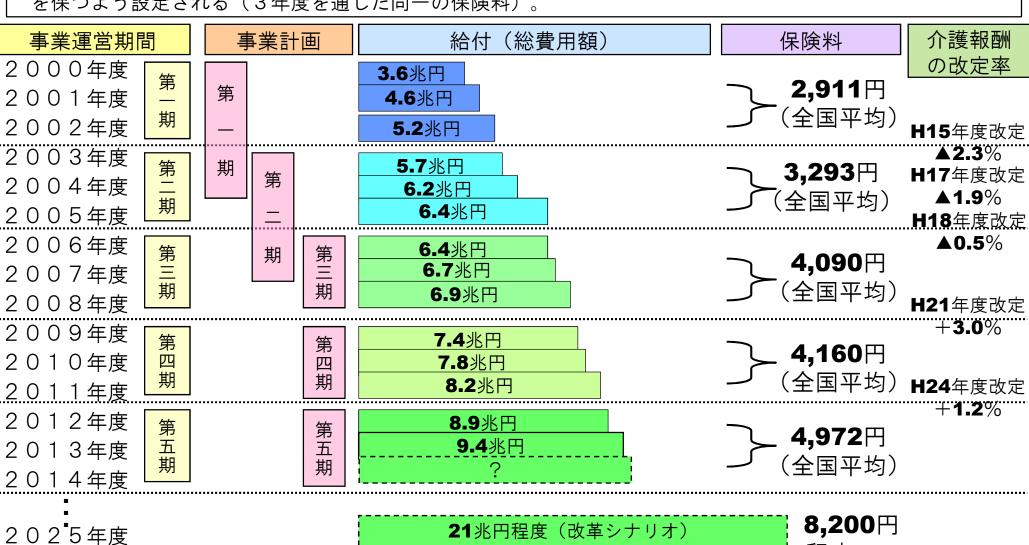
④ 75歳以上人口は、都市部では急速に増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加する。各地域の高齢化の状況は異なるため、各地域の特性に応じた対応が必要。

	埼玉県	千葉県	神奈川県	大阪府	愛知県	東京都	~	鹿児島県	島根県	山形県	全国
2010年	58.9万人	56.3万人	79.4万人	84.3万人	66.0万人	123.4万人		25.4万人	11.9万人	18.1万人	1419.4万人
<>は割合	<8.2%>	<9.1%>	<8.8%>	<9.5%>	<8.9%>	<9.4%>		<14.9%>	<16.6%>	<15.5%>	<11.1%>
2025年	117.7万人	108.2万人	148.5万人	152.8万人	116.6万人	197.7万人		29.5万人	13.7万人	20.7万人	2178.6万人
<>は割合	<16.8%>	<18.1%>	<16.5%>	<18.2%>	<15.9%>	<15.0%>		<19.4%>	<22.1%>	<20.6%>	<18.1%>
()は倍率	(2.00倍)	(1.92倍)	(1.87倍)	(1.81倍)	(1.77倍)	(1.60倍)		(1.16倍)	(1.15倍)	(1.15倍)	(1.53倍)

6

介護給付と保険料の推移

- 市町村は3年を1期(2005年度までは5年を1期)とする介護保険事業計画を策定し、3年ごとに見直しを行う。
- 保険料は、3年ごとに、事業計画に定めるサービス費用見込額等に基き、3年間を通じて財政の均衡 を保つよう設定される(3年度を通じた同一の保険料)。



※2011年度までは実績であり、2012~2013年は当初予算である。 ※2025年度は社会保障に係る費用の将来推計について(平成24年3月) 程度 ※2012年度の賃金水準に換算した値

介護サービス量と給付費の将来見通し

〇 現状の年齢階級別のサービス利用状況が続いたと仮定した場合(現状投影シナリオ)に比べ、改革シナリオでは在宅・居住系サービスを拡充。 ※2025年度は社会保障に係る費用の将来推計について(平成24年3月)

上ボッ しへと加力。	A2020千皮16年		体体にはの負用の19人1年	1	フロ・C(1 1次2寸十0 万)	
2012	:年度		2025年度 (現状投影シナリオ)		2025年度 (改革シナリオ)	
利用者数 人	452万		663万人(1.5倍)		657万人(1.5倍) ・ 介護予防・重度化予防により全体として3%減 ・ 入院の減少(介護への移行):14万人増	
在宅介護	320万人分		447万人分(1.4倍)		463万人分(1.5倍)	
うち小規模多機能	5万人分		8万人分(1.5倍)		40万人分(7.6倍)	
うち定期巡回・ 随時対応型サービス	_		<u> </u>		15万人分(一)	
居住系サービス	33万人分		52万人分(1.6倍)		62万人分(1.9倍)	
特定施設 グループホーム	16万人分 17万人分		25万人分(1.6倍) 27万人分(1.6倍)		24万人分(1.5倍) 37万人分(2.2倍)	
介護施設	98万人分		164万人分(1.7倍)		133万人分(1.4倍)	
特養 老健(+介護療養)	52万人分 (うちユニット13万人(26%)) 47万人分 (うちユニット2万人(4%))		87万人分(1.7倍) (うちユニット22万人分(26%)) 76万人分(1.6倍) (うちユニット4万人分(5%))		73万人分(1.4倍) (うちユニット51万人分(70%)) 60万人分(1.3倍) (うちユニット29万人部(50%)	
介護職員 149万人 237~249万人						

介護費用

8. 9兆円

第1号保険料(月額)約4,972円

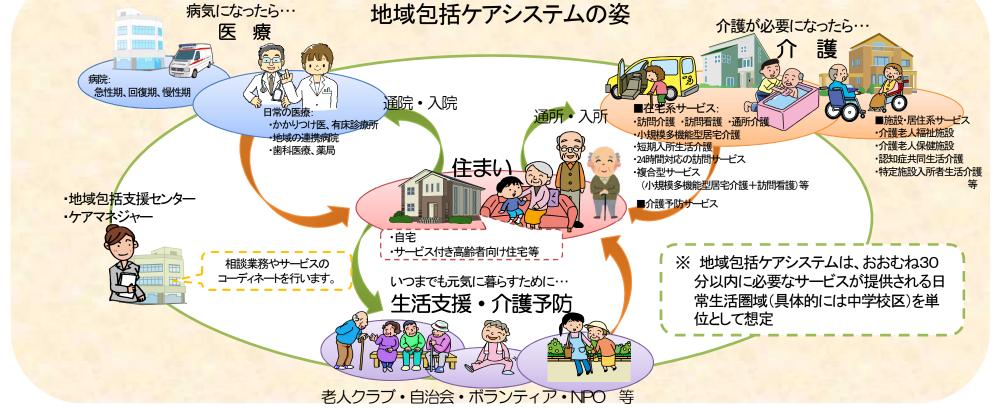
8

21兆円

約8,200円

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域 包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する 町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の 特性に応じて作り上げていくことが必要。



2. 介護保険制度改正の概要について

介護保険制度の改正の主な内容について

①地域包括ケアシステムの構築

高齢者が**住み慣れた地域で生活を継続**できるようにするため、介護、医療、生活支援、介護予防を充実。

サービスの充実

- ○地域包括クアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実
 - ①在宅医療・介護連携の推進
 - ②認知症施策の推進
 - ③地域ケア会議の推進
 - ④生活支援サービスの充実・強化
 - *介護サービスの充実は、前回改正による24時間対応の定期 巡回サービスを含めた介護サービスの普及を推進
 - *介護職員の処遇改善は、27年度介護報酬改定で検討

重点化•効率化

- ①全国一律の予防給付(訪問介護・通所介護)を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様化
 - * 段階的に移行(~29年度)
 - * 介護保険制度内でサービスの提供であり、財源構成も変わらない。
 - * 見直しにより、既存の介護事業所による既存サービスに加え、 NPO、民間企業、住民ボランティア、協同組合等による多様なサービスの提供が可能。これにより、効果的・効率的な事業も実施可能。
- ②特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護 3 以上に限定(既入所者は除く)
 - *要介護1・2でも一定の場合には入所可能
- 〇 このほか、「2025年を見据えた介護保険事業計画の策定」、「サービス付高齢者向け住宅への住所地特例の適用」、「居宅 介護支援事業所の指定権限の市町村への移譲・小規模通所介護の地域密着型サービスへの移行」等を実施

②費用負担の公平化

低所得者の保険料軽減を拡充。また、保険料上昇をできる限り抑えるため、所得や資産のある人の利用者負担を見直す。

低所得者の保険料軽減を拡充

- ○低所得者の保険料の軽減割合を拡大
 - ・給付費の5割の公費に加えて別枠で公費を投入し、低所得者の保険 料の軽減割合を拡大
 - *保険料見通し: 現在5,000円程度→2025年度8,200円程度
 - *軽減例: 年金収入80万円以下 5割軽減 → 7割軽減に拡大
 - *軽減対象: 市町村民税非課税世帯(65歳以上の約3割)

重点化 • 効率化

- ①一定以上の所得のある利用者の自己負担を引上げ
 - ・ 2割負担とする所得水準を、65歳以上高齢者の所得上位20%とした場合、合計所得金額160万円(年金収入で、単身280万円以上、夫婦359万円以上)。ただし、月額上限があるため、見直し対象の全員の負担が2倍になるわけではない。
 - ・ 医療保険の現役並み所得相当の人は、月額上限を37,200円から44,400円に引上げ
- ②低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産などを追加
 - ・預貯金等が単身1000万円超、夫婦2000万円超の場合は対象外
 - ・世帯分離した場合でも、配偶者が課税されている場合は対象外
 - ・給付額の決定に当たり、非課税年金(遺族年金、障害年金)を収入として勘案 *不動産を勘案することは、引き続きの検討課題

介護保険制度の基本理念

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が<u>尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう</u>、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(国民の努力及び義務)

第四条 国民は、<u>自ら要介護状態となることを予防するため</u>、加齢に伴って生じる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、<u>その有する能力の維持向上に努めるものとする。</u>

2 国民は、共同連帯の理念に基づき、介護保険事業に要する費用を公平に負担するものとする

予防給付の見直しと地域支援事業の充実

- 〇予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が<u>地域の実情に応じた取組</u>ができる介護保険制度の<u>地域支援事業</u>へ移行(29年度末まで)。財源構成は給付と同じ(国、都道府県、市町村、1号保険料、2号保険料)。
- 〇既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど<u>地域の多様な主体を活用</u>して高齢者を支援(高齢者の状態像等に応じたケアマネジメント)。高齢者は支え手側に回ることも。
- ○総合事業の事業費の上限は、事業への移行分を賄えるように見直し。
- 〇国は、指針(ガイドライン)を策定し、市町村による事業の円滑な実施を支援。

地域支援事業 予防給付 既存の訪問介護事業所による身体介護・生 (全国一律の基準) 活援助の訪問介護 NPO、民間事業者等による掃除・洗濯等の 訪問介護 生活支援サービス 住民ボランティアによるゴミ出し等の生活支 援サービス 既存の通所介護事業所による機能訓練等 の诵所介護 NPO、民間事業者等によるミニデイサービス 通所介護 コミュニティサロン、住民主体の運動・交流の場 リハビリ、栄養、口腔ケア等の専門職等関与 する教室

専門的なサービスを必要とする人には専門的サービスの提供 (専門サービスにふさわしい単価)

・多様な担い手による多様なサービス (多様な単価、住民主体による低廉な 単価の設定、単価が低い場合には 利用料も低減)

- ・支援する側とされる側という画ー的 な関係性ではなく、サービスを利用 しながら地域とのつながりを維持で きる
- ・能力に応じた柔軟な支援により、 介護サービスからの自立意欲が向上

サービスの充実

・多様なニーズに対するサービスの拡がりにより、在宅生活の安心確保



同時に実現

費用の効率化

- ・住民主体のサービス利用の拡充
- ・認定に至らない高齢者の増加
- 重度化予防の推進

<地域支援事業の充実>



①生活支援・介護予防の充実

- ・住民主体で参加しやすく、地域に根ざした介護予防活動の推進
- ・元気な時からの切れ目ない介護予防の継続
- ・リハビリテーション専門職等の関与による介護予防の取組
- ・見守り等生活支援の担い手として、生きがいと役割づくりによる互助の推進

②在宅医療・ 介護連携の推進

③認知症施策の推進

④地域ケア会議 の推進

医療・介護連携、認知症施策、地域ケア会議、生活支援、介護予防の充実・強化

- 地域包括ケア実現のため、地域支援事業の枠組みを活用し、以下の取組を充実・強化。
- あわせて要支援者に対するサービスの提供の方法を給付から事業へ見直し。
- これらを市町村が中心となって総合的に取り組むことで、地域で高齢者を支える社会が実現。

医療•介護連携

•連携強化

※市町村が中心となって取組を進めるため、関係者との連携や調整を行う等の市町村の役割の明確化

認知症施策

•施策の推進

地域ケア会議

・制度化による強化

生活支援

- 基盤整備等

介護予防

・効果的な取組の推進

関係者に対する研修等を通じて、医療と介護の濃密なネットワークが構築され、効率的、効果的できめ細かなサービスの提供が実現

中

初期集中支援チームの関与による認知症の早期 診断、早期対応や地域支援推進員による相談対応 等により認知症でも生活できる地域を実現

4

多職種連携、地域のニーズや社会資源を的確に把握可能になり、地域課題への取組が推進され、高齢者が地域で生活しやすい環境を実現

4

コーディネータの配置等を通じて地域で高齢者の ニーズとボランティア等のマッチングを行うことにより、生活支援の充実を実現

4

多様な参加の場づくりとリハビリ専門職等を活かす ことにより、高齢者が生きがい・役割をもって生活で きるような地域を実現

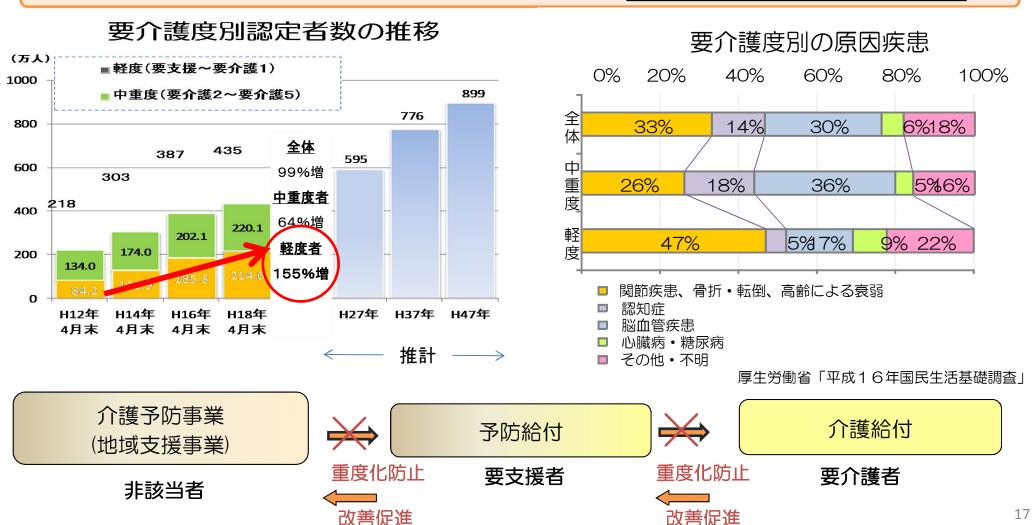
3. 介護予防の推進について

現行の介護予防事業

介護予防導入の経緯(平成18年度創設)

- 〇 要支援・要介護1の認定者(軽度者)の大幅な増加。
- 軽度者の原因疾患の約半数は、体を動かさないことによる心身の機能低下。

定期的に体を動かすことなどにより予防が可能! → 予防重視型システムの確立へ



介護予防事業の概要

- 介護予防事業は介護保険法第115条の45の規定により、市町村に実施が義務付けられている。
- 要介護状態等ではない高齢者に対して、心身の機能や生活機能の低下の予防又は悪化の防止のために必要な事業として、各市町村が実施。
- 介護予防事業は<u>介護給付見込み額の2%以内の額</u>で実施(介護保険法施行令第37条の13)
- 平成25年度 国費: 124億円 総事業費: 496億円 (介護保険法第122条の2)

(国1/4、都道府県1/8、市町村1/8、保険料(1号2/10、2号3/10))

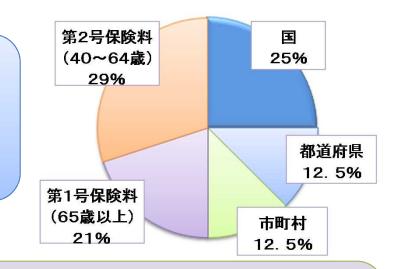
一次予防事業(旧:一般高齢者施策)

【対象者】高齢者全般

【事業内容】

- 介護予防普及啓発事業、 講演会、介護予防教室等の開催、啓発資材等の作成、配布等
- 〇 地域介護予防支援事業 ボランティア育成、自主グループ活動支援 等

二次予防事業(旧:特定高齢者施策)



【対象者 】要介護状態等となるおそれのある高齢者(生活機能の低下等がみられる高齢者)

【事業内容】

- 通所型介護予防事業 運動器の機能向上プログラム、栄養改善プログラム、口腔機能の向上プログラム、複合プログラム 等
- 訪問型介護予防事業 閉じこもり、うつ、認知機能低下への対応、通<u>いが困難な高齢者への対応</u>等

二次予防事業の実績の推移

二次予防事業への参加者数の目標を高齢者人口の5%を目安として取り組んできたが、 平成23年度の実績は0.8%と低調である。

		高齢者人口に対する割合				
年度	高齢者人口*1 (人)	基本チェックリスト 配布者* ² (配布者数)	基本チェックリスト 回収者* ³ (回収者数)	基本チェックリスト 回収率 【回収者数/ 配布者数(%)	二次予防事業 対象者* ⁴ (対象者数)	二次予防事業 参加者* ⁵ (参加者数)
H18	26,761,472	_	ı	1	0.6% (157,518人)	0.2% (50,965人)
H19	27,487,395	_	_	1	3.3% (898,404人)	0.4% (109,356人)
H20	28,291,360	52.4% (14,827,663人)	30. 7% (8,694,702人)	58.6%	3.7% (1,052,195人)	0.5% (128,253人)
H21	28,933,063	52.2% (15,098,378人)	30.1% (8,715,167人)	57.7%	3.4 % (984,795人)	0.5 % (143,205人)
H22	29,066,130	54.2% (15,754,629人)	29.7% (8,627,751人)	54.8%	4. 2% (1,227,956人)	0.5 % (155,044人)
H23	29,748,674	55.8% (16,586,054人)	34.9% (10,391,259人)	62.6%	9.4% (2,806,685人)	0.8% (225,667人)

^{*1} 高齢者人口:各年度末の高齢者人口を計上

^{*2,3}基本チェックリスト配布者、回収者:平成18年度、19年度については調査なし

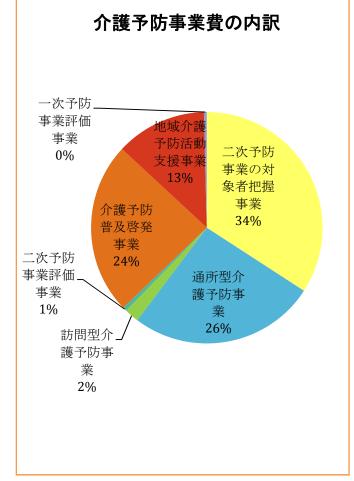
^{*4} 二次予防事業対象者: 当該年度に新たに決定した二次予防事業の対象者と前年度より継続している二次予防事業者の総数

^{*5} 二次予防事業参加者:通所型介護予防事業、訪問型介護予防事業、および通所型・訪問型介護予防事業以外で介護予防に相当する事業に参加 した者を含む

平成23年度の介護予防事業の実績

		内容	実施 保険者数	対象経費実支出額	
	二次予防事業	の対象者把握事業	1,550	15,009,789,382円	
		運動器機能向上	1,137		
		栄養改善	285		
	通所型介護	通所型介護 口腔機能向上		11,467,101,458円	
	予防事業	認知機能低下予防・支援	214	11,407,101,436	
_		複合	816		
次予防事業		その他	119		
防		運動器機能向上	212		
事		栄養改善	224		
未	業 訪問型介護 予防事業	口腔機能向上	192		
		認知機能低下予防・支援	142	894,200,888円	
		閉じこもり予防・支援	202		
		うつ予防・支援	176		
		複合	149		
	二次予防事業	評価事業	931	249,221,350円	
		パンフレット等の作成・配布	1,270		
		講演会·相談会	1,187		
	介護予防普	介護予防教室等	1,467	10,566,271,561円	
一次予防事業	及啓発事業	介護予防事業の記録等管理媒 体の配布	493	10,300,271,30111	
防		その他	254		
事業	地域介護予	ボランティア等の人材育成	872		
_	防活動支援	地域活動組織への支援・協力等	955	5,573,533,569円	
	事業	その他	216		
	一次予防事業	評価事業	802	181,152,153円	
		合計	1,594	43,941,270,361円	

「二次予防事業の対象者把握事業」が全体の3割強を占める



H23年度介護予防事業実施状況調査

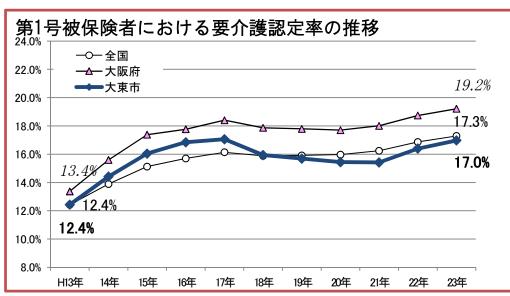
地域づくりによる介護予防の推進 ~地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組事例~

【介護予防の取組】

①大阪府大東市 ~住民主体の介護予防~

○住民が主体となって取り組む介護予防事業を市内全域で展開している。虚弱高齢者が元気高齢者の支えで元気を取り戻し、小学校の下校時の見守り隊に参加するなど社会活動が広がっている。 ○介護予防活動を通して、見守りや助け合い等地域の互助の力が育っている。





介護予防の取組の変遷

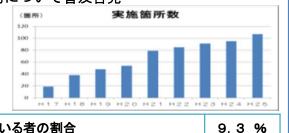
- ○平成16年度に地域ケア会議で町ぐるみの介護予防の必要性を提言
- 〇平成17年度に虚弱者も参加できる「大東元気でまっせ体操」を開発し、一次・二次予防対象者の枠組みにとらわれず、自治会、町内会単位で住民主
- 体での活動の場の普及に取り組む 〇老人会のイベント等で介護予防について普及啓発
- ○住民主体の活動の場の育成

及び世話役を養成

○体操教室後に民生委員、

校区福祉委員、世話役が集合。

地域の虚弱高齢者情報を共有 し、具体的な対策を検討する



2.7 %

65才以上高齢者のうち毎月参加している者の割合

65才以上高齢者のうち二次予防事業対象者である参加者の割合

※要支援1~要介護5の高齢者163人が含まれる。

- ○介護予防の啓発は保健師とリハ職のペアで行う
- 〇体操教室の立ち上げの際には体操指導と体操ビデオの提供及び世話役の育 はた保健師 理学療法士 作業療法士 第四巻善士が行った
- 成を保健師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士が行った 〇身体障害や関節痛により体操を同じようにできない方に対しては、市のリ
- ハ職が訪問し、痛みがでない運動法を指導した ○認知症や高次脳機能障害、精神障害などで集団活動に不具合が生じた時に は地域包括支援センター職員が出向いて、認知症の方への対応方法等を世
 - は地域已行文後でファー職員が田門 話役に指導した
- ○世話役から活動の脱落者について地域包括支援センター職員に連絡が入った場合には、職員はその原因を明確にした上で個別に対応する(例:認知症の方への対応、不仲の場合には教室の変更) 22

②岡山県総社市 ~徒歩圏内に住民運営の体操の集い~

元気な高齢者と要支援・要介護認定を受けている高齢者が一緒に行う住民運営の体操の集いが、公民館や個人宅で、毎週1回開催されており、平成25年現在、市内全域に110会場が誕生し、徒歩 圏内で参加できるようになっている。



第1号	号被保	以険者	旨にま	らける	要介	護認	定率	の推	移			
22.0% -		一全国 一岡山	旦 _									
20.0%		一総社	• • •								20.0	0%
											18.1	%
18.0% -	15.29						—	—		_0_	_0	2 0/
16.0% -			_0_	_0_		_	<u> </u>	0_			- 17.	ა %
14.0% -	14.9	% O										
12.0% -	12.4	! %										
10.0% -												
8.0% -	H13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	ı

介護予防の取組の変遷

- 〇〈平成12年〉要介護認定の非該当者の受け皿として、「健康づくりの集い」を介護予防教室として実施。(作業療法士・理学療法士・保健師主導、月1回、17会場)
- 〇〈平成17年〉小学校区単位で小地域ケア会議を開始。住民・社協・ケアマネ・保険者等の意見交換の場として定着。
- 〇〈平成20年〉地域包括支援センター(当時直営)が、小地域ケア 会議に働きかけ、各地区で週1回の体操の集いが始まる。
- 〇〈平成24年〉ケーブルテレビ等の 各種媒体で市民に広報した結果、100 会場まで増える。

H24年度参加実	高齢者人口に占
人数	める割合
1,535人	9.6%





個人宅での体操の集い

- ○地域包括支援センターの3職種が事務局(H24.4より委託)、行政の保健師・理学療法士は一委員として、市内21地区で1~2ヶ月に1回開催される小地域ケア会議に参加し、一緒に地域の課題を話し合う。
- ○体操の集いの立ち上げ時には、行政もしくは地域包括支援センターの専門職が体操を具体的に指導。
- 〇集いの全ての会場で年1回体力測定を実施。随時、利用者の変調 について住民から情報が入るので、専門職がアセスメントと助言 指導を行う。

③愛知県武豊町 ~住民の参加・社会活動の場としてのサロン~

町・大学・社会福祉協議会が一体となり住民ボランティアに対して支援し(サロン立ち上げ支援、ボランティア育成、運営支援)、徒歩15分圏内(500m圏内)にサロンを設置。その結果、住民が主体的に参加し社会活動をする場として機能している。



第1号	骨被保険者における要介護認定率の推移
24.0% -	_○— 全国
22.0% -	<u>-</u> △-愛知県
20.0% -	━━武豊町
18.0% -	17.3%
16.0% -	
14.0% -	12.4%
	11.9%
12.0% -	10.7%
10.0% -	9.6%
8.0% -	
	H13年 14年 15年 16年 17年 18年 19年 20年 21年 22年 23年

介護予防の取組の変遷

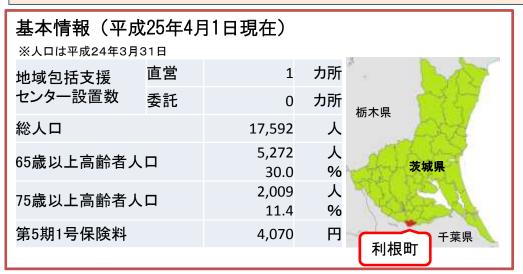
- 〇(平成17年)町・社会福祉協議会(社協)・大学が協働し、高齢者の参加促進・社会活動活性化を進める目的で「憩いのサロン」の事業計画を開始(H20年からの町の総合計画に、政策評価の成果指標としてサロン拠点数が盛り込まれる)
- (平成18年) ボランティア候補者・町・大学とでワークショップ や視察を繰り返し行い、各サロンの運営主体となるボランティア 組織を形成しつつ、サロンの方向性・運営方法・サロンで実施す る内容を固める
- 〇(平成19年)3会場から始め、500m圏(徒歩15分で通える圏内) にサロンを設置することを目標に順次増設

65才以上高齢者に占める参加者の割合	9.8 %
65才以上高齢者のうち二次予防事業対象者である参加者の割合	1.0 %

- 〇地域包括支援センターは、サロン立ち上げから1年間は、ボランティア運営組織が自立して金銭管理・サロン運営が出来る様に支援
 - 1年経過後は2~3ヶ月に1回の巡回と、各サロン会場の運営者連絡会を開催(隔月)しサポート
- ○町の福祉課は、広報と新規会場の立ち上げ支援、健康課(保健師)は各サロンに順次出向き、健康講話・健康相談を実施
- 〇共同研究協定を結んでいる大学は町と協力して、事業効果検証や 体力測定、認知症検査を実施
- ○社協は、ボランティア研修や、ボランティアが加入する保険管理、 求められた時にボランティアの派遣調整などを実施

④茨城県利根町 ~シルバーリハビリ体操指導士の体操普及活動~

茨城県立健康プラザの主催する講習会を終了した60歳以上の世代の住民ボランティア「シルバーリハビリ体操指導士」が、公民館等で高齢者のための体操教室を立ち上げ、自主活動として運営。町内13箇所で月2~4回、延13.390人が参加しており、地域に定着している。



第1号被保険者における要介護認定率の推移	
24.0%] ——全国	
22.0% - 一一 茨城県	
20.0% — 利根町	
18.0%	17.3%
16.0%	
	14.1%
14.0% 12.4%	10.9%
12.0%	10.370
10.0%	
8.0%	
H13年 14年 15年 16年 17年 18年 19年 20年 21年 22	23年

介護予防の取組の変遷

- ・ 平成16年 利根町社会福祉協議会による定年男性のためのボランティア講座と県立健康プラザのシルバーリハビリ体操が結びつき、高齢者のための体操指導者の養成を開始。
- 平成17年 養成された「シルバーリハビリ体操指導士(以下、指導士)」が国保診療所の一室で外来受診者も交えて、地域の高齢者に体操を指導するようになった。
- ・ 平成18年 二次予防事業のサポート役として指導士が参加
- ・ 指導士の活動は、高齢世代が高 齢世代を支え合う互助の活動と して、町内に定着している。

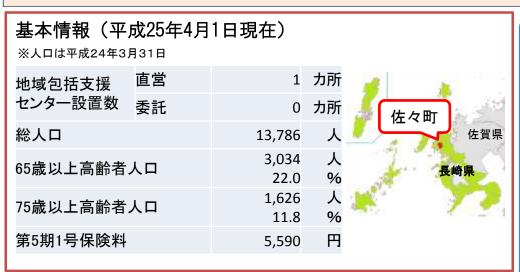
H24年度 参加実人数	高齢者人口に 占める割合
544人	10.3%



- 保健師 指導士の体操教室を、町内に広報。必要な人に体操の参加 を勧める。
- 地域包括支援センターの主任ケアマネ・社会福祉士 体操に来れなくなった人に訪問、状況把握
- 国保診療所の医師 診療所の外来受診者に体操への参加を勧め、指導士の活動 を後押し

⑤長崎県佐々町 ~介護予防ボランティアを主軸にした地域づくり~

〇中高年齢層を対象として介護予防ボランティアを養成し、ボランティア活動が無理なく継続できるよ うに、連絡会を組織してバックアップしている。介護予防・日常生活支援総合事業においても、介護 予防ボランティアが、生活支援や通所の場で、担い手として活躍している。



第1号被保険者における要介護認定率の推移 24.0% 22.0% -0-全国 22.0% ─▲ 長崎県 **──**佐々町 20.0% 18.0% 18.0% 16.2% 17.29% 16.0% 14.0% 12.0% 12.4% 10.0% 8.0% H13年 14年 15年 16年 17年 18年 19年 20年 21年 22年 23年

介護予防の取組の変遷

- ○平成18年 地域包括支援センターが始動し、介護予防の普及啓発を行うも のの、住民の主体的取組につながらず、2年が経過。町内唯一の地域サロ ンは、職員の関与無しには成り立たない状況だった。
- ○平成20年 普及啓発のあり方を見直し、自主活動の育成に主眼を置いた 「介護予防ボランティア養成講座」をスタート。修了者がそれぞれの地区 で「地域型介護予防推進活動」に取り組むようになり、初年度に、8地区 で集いの場が立ち上がる。
- ○以後、毎年、新たなボランティアを養成し、現在、団塊世代を対象に「地 域デビュー講座」として継続中。修了者による集いの場は、現在14地区で 開催されている。(最終目標は、全町内会30地区)

65才以上高齢者のうち毎月参加している者の割合	11.6 %
65才以上高齢者のうち二次予防事業対象者である参加者の割合	6.6 %

専門職の関与の仕方

- ○「介護予防ボランティア養成講座」の企画と実施
- 〇月1回の定例会で、研修終了者の活動をバックアップ(にっこり会)
- ○住民、関係団体と協議の機会を設け、課題やめざすべき方向などを共有



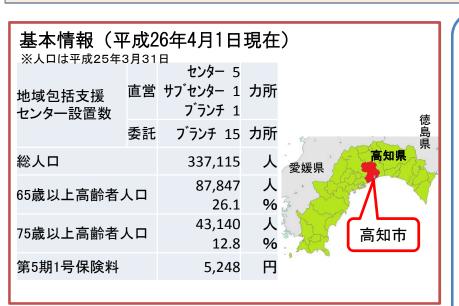
介護予防推進連絡会(にっこり会)

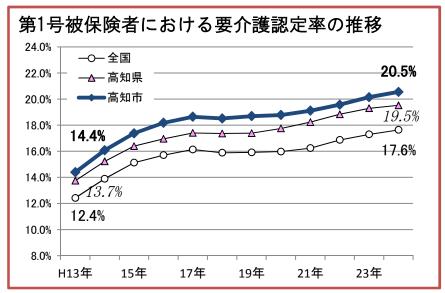
介護予防推進連絡会

での実習風景

⑥高知県高知市 ~運動・口腔機能向上のための住民主体の体操の取組~

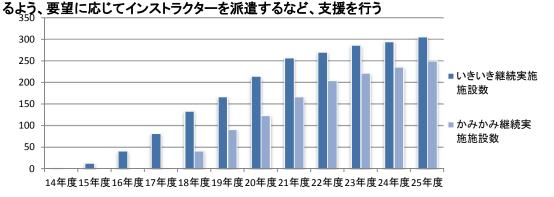
〇住民が主体となって行うことができる運動機能向上の体操を考案し、地域に根付くように専門職が支援を行う。 さらに、住民主体の口腔機能向上の体操を考案し、定着しつつあった体操の集いを活用して、口腔機能向上の 取組の地域展開を行う。





介護予防の取組の変遷

- 〇平成14年度、運動機能向上プログラム「いきいき百歳体操」を作成し、モデル事業を実施し効果を確認
- 〇住民が主体的に取り組むことができるよう、住民が集っている場での健康講座を活用し、地域での「いきいき百歳体操」の普及啓発活動を実施
- 〇「いきいき百歳体操」に取り組む条件として、①週1~2回の頻度で最低3ヶ月以上は継続すること、②地域の誰でも参加可能 を設け、住民から"やってみたい"と声があがるまで待った
- 〇住民から実施希望があった場合に、保健師や理学療法士等が支援
- 〇平成17年度、さらに口腔機能向上の取り組みを進めるため、住民が主体的に取り組みやすい 口の体操「かみかみ百歳体操」を作成し、モデル事業を実施して効果を確認
- 〇地域に根付いた「いきいき百歳体操」の集いを活用し、「かみかみ百歳体操」を併せて実施できるよう。要望に応じてインストラクターを派遣するなど、支援を行う



- 〇各地域での「いきいき百歳体操」と「かみかみ百歳体操」の実施支援を行うため、地域の理 学療法士、保健師、歯科衛生士を対象に、インストラクターを養成
- 〇住民が主体となって取組むことができるように、住民を対象に体操のサポーターを育成
- 〇各体操開始時にインストラクターや市の専門職が、開始時に3~4回の技術支援を行い、以
- 後3・6・12ヵ月後にフォローを実施
- 〇体操の集いの場で、歯科衛生士等が口腔機能向上に関する健康講座を実施し、誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア及び定期的な歯科受診の必要性を啓発

社会参加と介護予防効果の関係について

スポーツ関係・ボランティア・趣味関係のグループ等への社会参加の割合が高い地域ほど、転倒や 認知症やうつのリスクが低い傾向がみられる。

調査方法

2010年8月~2012年1月にかけて,北海道,東北,関東,東海,関西,中国,九州,沖縄地方に分布する31自治体に居住する高齢者のうち,要介護認定を受けていない高齢者169,201人を対象に,郵送調査(一部の自治体は訪問調査)を実施。

112,123人から回答。

(回収率66.3%)

【研究デザインと分析方法】 研究デザイン:横断研究 分析方法:地域相関分析

JAGES(日本老年学的評価研究)プロジェクト

日本有子学の評価研究

JAGES2010/11言語 査フィールド

Japan Geromological Evaluation Bludy

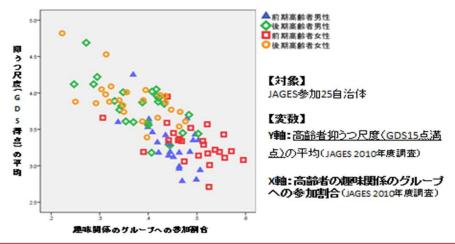
原理をおいます。

注意 15.7万人

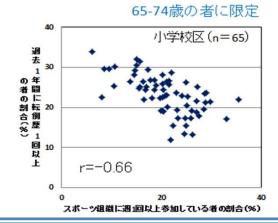
日本日本 15.7万人

日本 15.7万人

趣味関係のグループへの参加割合が高い地域ほど、うつ得点(低いほど良い)の平均点が低い相関が認められた。



スポーツ組織への参加割合が高い地域ほど、 過去1年間に転倒したことのある前期高齢者が少ない相関が認められた。

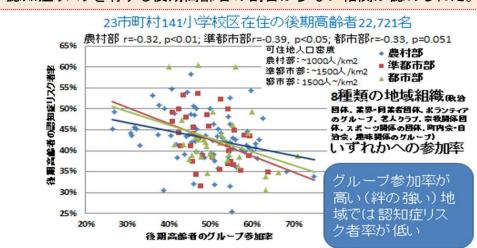


6保険者(9自治体)の要介護認定を受けていない人に郵送調査(こ回答した29072人(回収率62.4%)

転倒率: 11.8%〜33.9% スポーツ組織参 加率が高い小学 校区では転倒者 の割合が少ない

28

ボランティアグループ等の地域組織への参加割合が高い地域ほど、認知症リスクを有する後期高齢者の割合が少ない相関が認められた。



図表については、厚生労働科学研究班(研究代表者:近藤克則氏)からの提供

いきいき百歳応援講座

(「いきいき百歳体操」を週2回3ヶ月間実施)

96歳虚弱女性

高知市(2002年)

5メートル歩行時間

前(9.2秒)

3ヶ月後(3.3秒)





地域づくりによる介護予防推進支援モデル事業(平成26年度~)

●目的

生活機能の低下した高齢者に対して、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよくアプローチするために、元気高齢者と二次予防事業対象者を分け隔てることなく、体操などを行う住民運営の通いの場を充実する。

●事業内容

国(アドバイザー組織)と都道府県が連携し、モデル市町村が住民運営の通いの場を充実していく各段階において、研修及び個別相談等の技術的支援を行う。

●市町村支援における役割分担

[都道府県]

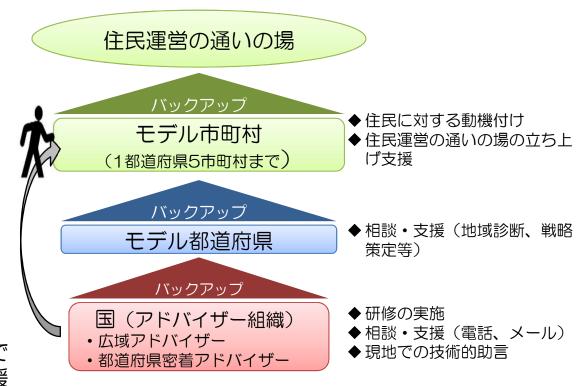
- モデル市町村のとりまとめ
- 研修会の開催
- アドバイザーと市町村担当者をつなぐ

「広域アドバイザー」

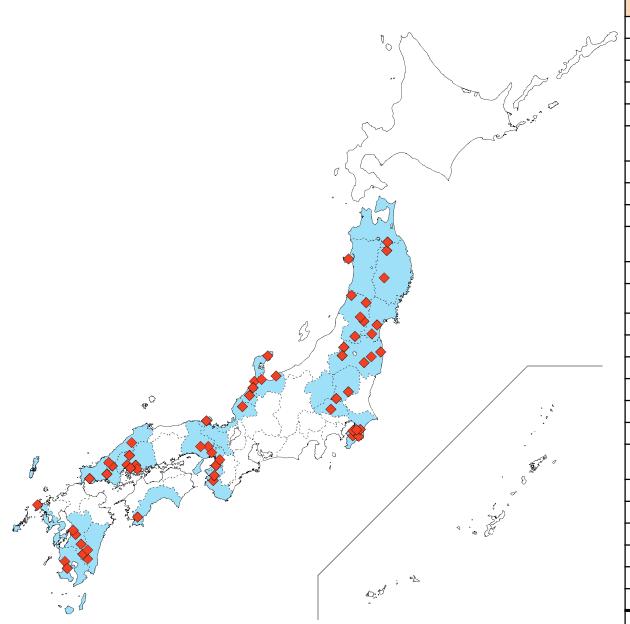
- ・2~3県を広域的に担当
- ・地域づくりによる介護予防の実践経験を 活かした、具体的な技術支援

[都道府県密着アドバイザー]

- ・所在の1県を担当
- ・市町村担当者が地域づくりを実践する中で 抱える課題等に対する日常的な相談・支援



モデル事業参加都道府県及び市町村一覧(平成26年度~)



都道府県	市町村名
青森県	三戸町
岩手県	花巻市、二戸市
宮城県	白石市、名取市
秋田県	男鹿市
山形県	山形市、米沢市、中山町、最上町、遊佐町
福島県	田村市、鏡石町、西会津町、三島町、 南相馬市
栃木県	小山市
群馬県	邑楽町
埼玉県	毛呂山町
千葉県	市原市、大多喜町、長柄町、木更津市、油ケ浦市
富山県	高岡市、入善町
石川県	金沢市、かほく市、川北町、珠洲市
福井県	永平寺町
京都府	宮津市
大阪府	岸和田市、羽曳野市
兵庫県	尼崎市、宝塚市、小野市
和歌山県	紀美野町、有田川町
島根県	美郷町、津和野町、吉賀町
広島県	広島市、府中市、東広島市、熊野町、 北広島町
山口県	周南市、山陽小野田市
高知県	宿毛市
長崎県	平戸市
熊本県	宇土市、宇城市、錦町
宮崎県	都城市、小林市、えびの市
鹿児島県	日置市、いちき串木野市
25府県	59市町村

地域づくりによる介護予防推進支援モデル事業(平成26年度~)

アドバイザーによる支援のイメージ

国 (アドバイザー組織)

モデル都道府県

モデル市町村

アドバイザー

・情報収集すべき項目の提示



地域診断

• 住民の自主活動が既にどれくらい展開されているのか等の情報を整理する

アドバイザー+都道府県担当者 (厚労省)

・ 戦略策定の支援



戦略策定

- 地区内でどのように通いの場を充実するのか等の計画立案する(いつ、どこに、何箇所程度等)
- ・ 住民の動機付け方法の戦略を立てる

アドバイザー+都道府県担当者

- 現地支援
- 電話・メール相談







相談

モデルとなる住民運営の通いの場を立ち上げ

- 立ち上げの経験を積む
- 通いの場の効果として、高齢者が元気になる過程を記録する

住民運営の通いの場の本格育成

- ・戦略に基づき、通いの場を展開する
- モデルとなった通いの場での効果等を用い住民を動機付ける

住民運営の通いの場の拡大

リハビリ専門職等の活用

高齢者人口の1割以上が通いの場に参加

地域づくりによる介護予防とは

住民運営の通いの場の充実プログラム

<コンセプト>

- ◆市町村の全域で、高齢者が容易に通える範囲に通いの 場を住民主体で展開
- ◆前期高齢者のみならず、後期高齢者や閉じこもり等何 らかの支援を要する者の参加を促す
- ◆住民自身の積極的な参加と運営による自律的な拡大を 目指す
- ◆後期高齢者・要支援者でも行えるレベルの体操などを 実施
- ◆体操などは週1回以上の実施を原則

これからの介護予防

介護予防の推進

介護予防の理念

- 介護予防は、高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目的と して行うものである。
- 生活機能(※)の低下した高齢者に対しては、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」 のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることが重要であり、単に高齢者の運動機能や栄養状態といった心身 機能の改善だけを目指すものではなく、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、それによって一人 ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援して、QOLの向上を目指すものである。

※「生活機能」・・・ICFでは、人が生きていくための機能全体を「生活機能」としてとらえ、①体の働きや精神の働きである「心身機能」、②ADL・家事・職業能力や 屋外歩行といった生活行為全般である「活動」、③家庭や社会生活で役割を果たすことである「参加」の3つの要素から構成される

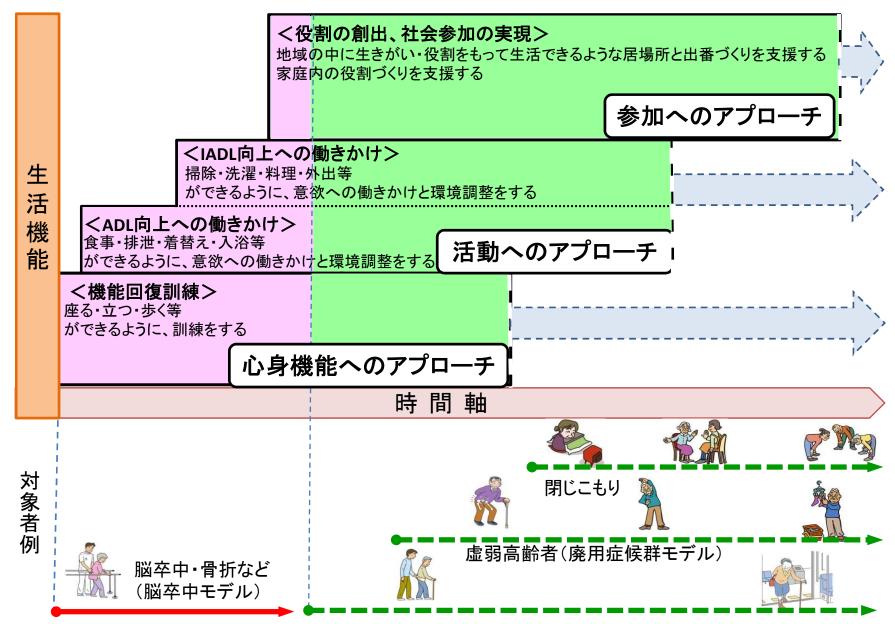
これまでの介護予防の問題点

- 介護予防の手法が、心身機能を改善することを目的とした機能回復訓練に偏りがちであった。
- 介護予防終了後の活動的な状態を維持するための多様な通いの場を創出することが必ずしも十分でなかった。
- 介護予防の利用者の多くは、機能回復を中心とした訓練の継続こそが有効だと理解し、また、介護予防の提供者も、「活動」や「参加」に焦点をあててこなかったのではないか。

これからの介護予防の考え方

- 機能回復訓練などの<u>高齢者本人へのアプローチだけではなく</u>、生活環境の調整や、地域の中に生きがい・役割をもって生活できるような居場所と出番づくり等、<u>高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれたアプローチが重要であり、</u>地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割を持って生活できる地域の実現を目指す。
- 高齢者を生活支援サービスの担い手であると捉えることにより、支援を必要とする高齢者の多様な生活支援 ニーズに応えるとともに、担い手にとっても地域の中で新たな社会的役割を有することにより、<u>結果として介護予</u> 防にもつながるという相乗効果をもたらす。
- 住民自身が運営する体操の集いなどの活動を地域に展開し、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が 継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。
- このような介護予防を推進するためには、地域の実情をよく把握し、かつ、地域づくりの中心である市町村が主体的に取り組むことが不可欠である。

高齢者リハビリテーションのイメージ



急性期・回復期リハ

生活期リハ

新しい介護予防事業

- 〇機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけではなく、地域づくりなどの高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれたアプローチができるように介護予防事業を見直す。
- ○年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。
- 〇リハ職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、介護予防を機能強化する。

現行の介護予防事業

一次予防事業

- 介護予防普及啓発事業
- 地域介護予防活動支援事業
- 一次予防事業評価事業

二次予防事業

- 二次予防事業対象者の把握事業
- 通所型介護予防事業 =
- 訪問型介護予防事業
- 二次予防事業評価事業

一次予防事業と 二次予防事業を 区別せずに、地域 の実情に応じた 効果的・効率的な 介護予防の取組を 推進する観点から 見直す

介護予防を機能 強化する観点から新事業を追加

一般介護予防事業

· 介護予防把握事業

地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり 等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつな げる。

· 介護予防普及啓発事業

介護予防活動の普及・啓発を行う。

· 地域介護予防活動支援事業

地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う。

· 一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行う。

(新)地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、 訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通い の場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。

介護予防・生活支援サービス事業

※従来、二次予防事業で実施していた運動器の機能向上プログラム、口腔機能の向上プログラムなどに相当する 介護予防については、介護予防・生活支援サービス事業として介護予防ケアマネジメントに基づき実施

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(告示) 改正案(介護予防関係抜粋)①

第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項

一 地域包括ケアシステムの基本的理念

3 介護予防の推進

介護予防は、高齢者が要介護状態等となることの予防や要介護状態等の軽減・悪化の防止を目的として行うものであり、その推進にあたっては、機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけではなく、生活環境の調整や、地域の中に生きがい・役割を持って生活できるような居場所と出番づくりなど、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めた、バランスのとれたアプローチが重要である。このような効果的なアプローチを実践するため、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割を持って生活できる地域の実現を目指すこと。

第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項

二 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項

3(一) 総合事業の量の見込み

(中略)

また、一般介護予防事業の推進にあたっては、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることが重要であり、機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけでなく、地域の中に生きがい・役割を持って生活できるような居場所と出番づくりなど、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めた、バランスのとれたアプローチが重要である。各市町村においては、高齢者を年齢や心身の状況等により分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりの戦略を定めること。

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(告示) 改正案(介護予防関係抜粋)②

三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項

- 3 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策
- (三) 地域支援事業及び予防給付の実施による介護予防の達成状況の点検及び評価

市町村は、各年度において、総合事業(一般介護予防事業)の実施による要介護状態等への移行の程度、予防給付及び総合事業の実施による要介護二以上への移行の程度等の達成状況を分析し、かつ、評価することが必要である。 この評価については、厚生労働省が策定する指針(ガイドライン)を踏まえ取り組むことが重要である。

第三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項

三 都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項

1 地域包括ケアシステム構築のための支援に関する事項

地域包括ケアシステムの実現のため、今後、市町村が重点的に取り組むことが必要な①在宅医療・介護連携の推進、②認知症施策の推進、③介護予防・生活支援サービスの基盤整備の推進、④介護予防の推進、⑤高齢者の居住安定に係る施策との連携について、市町村への後方支援として取り組む事項を計画に位置付け、その事業内容等について定めること。

その際、専門職の派遣や好事例の情報提供など市町村が行う高齢者の自立支援に資する包括的かつ継続的な支援のための地域ケア会議の推進、総合事業を実施する事業者のうち都道府県が指定権限を持つ介護保険サービス事業者に対する指導監督の実施や各種研修など総合事業の推進に関する支援策も併せて定めること。

(四)介護予防の推進

介護予防の推進にあたっては、都道府県の介護部門と衛生部門が連携しながら、広域的な立場から、市町村の介護予防の取組の評価、リハビリテーション専門職等の広域調整、関係機関間の調整、管内市町村の取組に係る情報収集・提供、介護予防の取組や保健事業に従事する者の人材育成等の市町村への支援策を定めること。

地域保健法第四条第一項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針 (平成24年7月31日 厚生労働省告示第464号) 〈介護予防関係抜粋(都道府県)〉

地域保健対策の推進に関する基本的な指針

(中略)

こうした状況の変化に的確に対応するため、地域保健対策を推進するための中核としての保健所、市町村保健センター等及び地方衛生研究所を相互に機能させ、地域の特性を考慮しながら、医療、介護、福祉等の関連施策と有機的に連携した上で、科学的な根拠に基づき効果的・効率的に地域保健対策を推進するとともに、地域に根ざした信頼や社会規範、ネットワークといった社会関係資本等(以下「ソーシャルキャピタル」という。)を活用した住民との協働により、地域保健基盤を構築し、地域住民の健康の保持及び増進並びに地域住民が安心して暮らせる地域社会の実現を目指した地域保健対策を総合的に推進することが必要である。

(中略)

第二 保健所及び市町村保健センターの整備及び運営に関する基本的事項

- 一 保健所
- 2 保健所の運営
 - (一) 都道府県の設置する保健所 都道府県の設置する保健所(以下この(1)において「保健所」という。)は、次のような地域保健の広域的、専門的かつ技 術的拠点としての機能を強化すること。
 - (1)健康なまちづくりの推進
 - ア 市町村による保健サービス及び福祉サービスを一体的に提供するとともに、ソーシャルキャピタルを広域的に醸成し、 その活用を図ること。また、学校、企業等の関係機関との幅広い連携を図ることにより、健康なまちづくりを推進すること。
 - イ 地域の健康課題を把握し、医療機関間の連携に係る調整、都道府県による医療サービスと市町村による保健サービス及び福祉サービスとの連携に係る調整を行うことにより、地域において保健、医療、福祉に関するサービスが包括的に提供されるよう市町村や関係機関等と重層的な連携体制を構築すること。

(中略)

地域保健法第四条第一項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針 (平成24年7月31日 厚生労働省告示第464号) く介護予防関係抜粋(市町村)>

地域保健対策の推進に関する基本的な指針

(中略)

こうした状況の変化に的確に対応するため、地域保健対策を推進するための中核としての保健所、市町村保健センター等及び地方衛生研究所を相互に機能させ、地域の特性を考慮しながら、医療、介護、福祉等の関連施策と有機的に連携した上で、科学的な根拠に基づき効果的・効率的に地域保健対策を推進するとともに、地域に根ざした信頼や社会規範、ネットワークといった社会関係資本等(以下「ソーシャルキャピタル」という。)を活用した住民との協働により、地域保健基盤を構築し、地域住民の健康の保持及び増進並びに地域住民が安心して暮らせる地域社会の実現を目指した地域保健対策を総合的に推進することが必要である。

(中略)

第二 保健所及び市町村保健センターの整備及び運営に関する基本的事項

- 二 市町村保健センター
- 2 市町村保健センターの運営

(中略)

- (二) 市町村は、市町村保健センター等の運営に当たっては、保健、医療、福祉の連携を図るため、老人介護支援センターを始めとする社会福祉施設等との連携及び協力体制の確立、市町村保健センター等における総合相談窓口の設置、在宅福祉サービスを二成る施設との複合的整備、保健師とホームヘルパーに共通の活動拠点としての運営等により、保健と福祉の総合的な機能を備えること。
- (三) 市町村は、市町村保健センター等の運営に当たっては、保健所からの専門的かつ技術的な援助及び協力を積極的に求めるとともに、地域のNPO、民間団体等に係るソーシャルキャピタルを活用した事業の展開に努めること。また、市町村健康づくり推進協議会の活用、検討協議会の設置等により、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会等の専門職能団体、地域の医療機関、学校及び企業等との十分な連携及び協力を図ること。なお、当該市町村健康づくり推進協議会及び検討協議会の運営に当たっては、地域のNPO、民間団体等に係るソーシャルキャピタルの核である人材の参画も得て、地域の健康課題を共有しながら地域保健対策を一体的に推進することが望ましいこと。

(中略)

地域における保健師の保健活動に関する指針

(平成25年4月19日付け 健発0419第1号) <介護予防関係抜粋(都道府県)>

第一 保健師の保健活動の基本的な方向性

(2) 個別課題から地域課題への視点及び活動の展開

保健師は、個々の住民の健康問題の把握にとどまらず、地域特性を踏まえて集団に共通する地域の健康課題や地域保健 関連施策を総合的に捉える視点を持って活動すること。また、健康課題の解決に向けて住民や組織同士をつなぎ、自助及び 共助など住民の主体的な行動を促進し、そのような住民主体の取組が地域において持続するよう支援すること。

(4) 地区活動に立脚した活動の強化

保健師は、住民が健康で質の高い生活を送ることを支援するために、訪問指導、健康相談、健康教育及び地区組織等の育成等を通じて積極的に地域に出向き、地区活動により、住民の生活の実態や健康問題の背景にある要因を把握すること。また、地区活動を通じてソーシャルキャピタルの醸成を図り、それらを活用して住民と協働し、住民の自助及び共助を支援して主体的かつ継続的な健康づくりを推進すること。

- (6) 地域特性に応じた健康なまちづくりの推進 保健師は、ライフサイクルを通じた健康づくりを支援するため、ソーシャルキャピタルを醸成し、学校や企業等の関係機関と の幅広い連携を図りつつ、社会環境の改善に取り組むなど、地域特性に応じた健康なまちづくりを推進すること。
- (8) 地域のケアシステムの構築

保健師は、健康問題を有する住民が、その地域で生活を継続できるよう、保健、医療、福祉、介護等の各種サービスの総合的な調整を行い、また、不足しているサービスの開発を行うなど、地域のケアシステムの構築に努めること。

第二 活動領域に応じた保健活動の推進

1 都道府県保健所等

都道府県保健所等に所属する保健師は、所属内の他職種と協働し、管内市町村及び医療機関等の協力を得て広域的に健康課題を把握し、その解決に取り組むこと。(中略) さらに、地域の健康情報の収集、分析及び提供を行うとともに調査研究を実施して、各種保健医療福祉計画の策定に参画し、広域的に関係機関との調整を図りながら、管内市町村と重層的な連携体制を構築しつつ、保健、医療、福祉、介護等の包括的なシステムの構築に努め、ソーシャルキャピタルを活用した健康づくりの推進を図ること。市町村に対しては、広域的及び専門的な立場から、技術的な助言、支援及び連絡調整を積極的に行うよう努めること。

地域における保健師の保健活動に関する指針

(平成25年4月19日付け 健発0419第1号) <介護予防関係抜粋(市町村)>

第一 保健師の保健活動の基本的な方向性

(2) 個別課題から地域課題への視点及び活動の展開

保健師は、個々の住民の健康問題の把握にとどまらず、地域特性を踏まえて集団に共通する地域の健康課題や地域保健 関連施策を総合的に捉える視点を持って活動すること。また、健康課題の解決に向けて住民や組織同士をつなぎ、自助及び 共助など住民の主体的な行動を促進し、そのような住民主体の取組が地域において持続するよう支援すること。

(4) 地区活動に立脚した活動の強化

保健師は、住民が健康で質の高い生活を送ることを支援するために、訪問指導、健康相談、健康教育及び地区組織等の育成等を通じて積極的に地域に出向き、地区活動により、住民の生活の実態や健康問題の背景にある要因を把握すること。また、地区活動を通じてソーシャルキャピタルの醸成を図り、それらを活用して住民と協働し、住民の自助及び共助を支援して主体的かつ継続的な健康づくりを推進すること。

- (6) 地域特性に応じた健康なまちづくりの推進 保健師は、ライフサイクルを通じた健康づくりを支援するため、ソーシャルキャピタルを醸成し、学校や企業等の関係機関との幅広い連携を図りつつ、社会環境の改善に取り組むなど、地域特性に応じた健康なまちづくりを推進すること。
- (8) 地域のケアシステムの構築

保健師は、健康問題を有する住民が、その地域で生活を継続できるよう、保健、医療、福祉、介護等の各種サービスの総合的な調整を行い、また、不足しているサービスの開発を行うなど、地域のケアシステムの構築に努めること。

第二 活動領域に応じた保健活動の推進

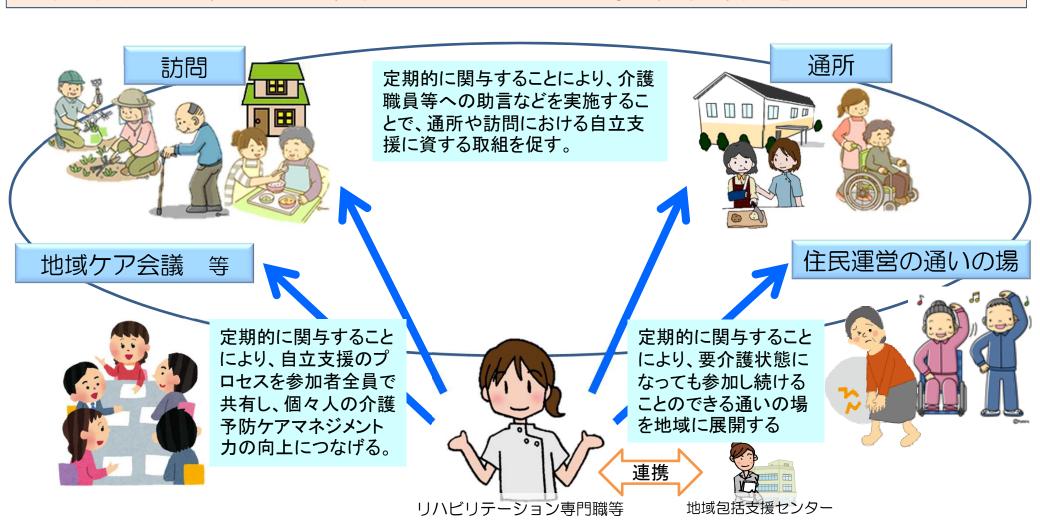
2 市町村

市町村に所属する保健師は、市町村が住民の健康の保持増進を目的とする基礎的な役割を果たす地方公共団体と位置づけられ、住民の身近な健康問題に取り組むこととされていることから、健康増進、高齢者医療福祉、母子保健、児童福祉、精神保健福祉、障害福祉、女性保護等の各分野に係る保健サービス等を関係者と協働して企画及び立案し、提供するとともに、その評価を行うこと。(中略)併せて、住民の参画及び関係機関等との連携の下に、地域特性を反映した各種保健医療福祉計画を策定し、当該計画に基づいた保健事業等を実施すること。さらに、各種保健医療福祉計画の策定にとどまらず、防災計画、障害者プラン及びまちづくり計画等の策定に参画し、施策に結びつく活動を行うとともに、保健、医療、福祉、介護等と連携及び調整し、地域のケアシステムの構築を図ること。

リハビリテーション専門職等を活かした 介護予防の機能強化

地域リハビリテーション活動支援事業の概要

○ 地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。



リハビリテーション専門職等は、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等の介護予防の取組を地域包括支援センターと連携しながら総合的に支援する。

市町村介護予防強化推進事業(予防モデル事業)の概要

事業の目的

※平成24-25年度の予算事業として実施

要支援者等に必要な予防サービス及び生活支援サービスを明らかにするために、一次予防事業対象者から要介護2までの 者であって、ADLが自立又は見守りレベルかつ日常生活行為の支援の必要可能性のある者に対するサービスニーズの把握、 必要なサービス(予防サービス及び生活支援サービス)の実施、効果の計測及び課題の整理。

1年目(平成24年度)モデル市区町村(13市区町村)において、以下の流れにより事業を実施。

事前評価(IADLの自己評価及び保健師等による評価) Step1



予防サービス及び生活支援サービスの実施 Step2

予防サービス(通所と訪問を組み合わせて実施)

通所



訪問

専門職等が対応(委託可)

•二次予防事業 等

専門職等が対応(委託可)

・家事遂行プログラム 等

"卒業"後は、住民運営の"居場所"に移行

体操教室•食事会 等



生活支援サービス

- •配食
- ・見守り
- ごみ出し
- •外出支援



この事業で 受けとめきれない 課題を明らかにする。



地域の社会資源や地域住民※を活用して実施

(※老人クラブ、シルバー人材センター、フィットネスクラブ、地域の活動的な高齢者等)

事後評価(IADLの自己評価及び保健師等による評価) Step3

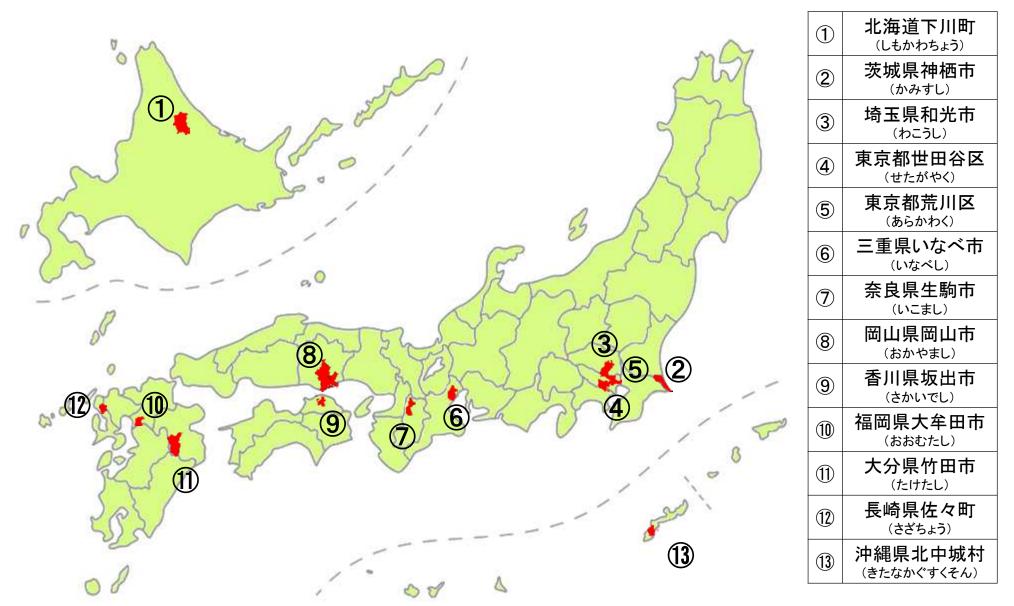
2年目(平成25年度)

引き続き予防モデル事業を実施。



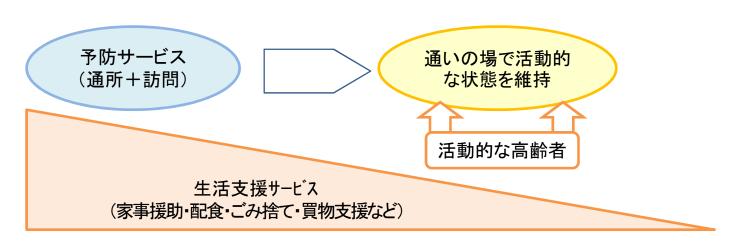
・厚生労働省において、予防サービス及び生活支援サービスの類型化及び好事例の紹介。

予防モデル事業実施市区町村



予防モデル事業における要支援者等の自立支援の考え方

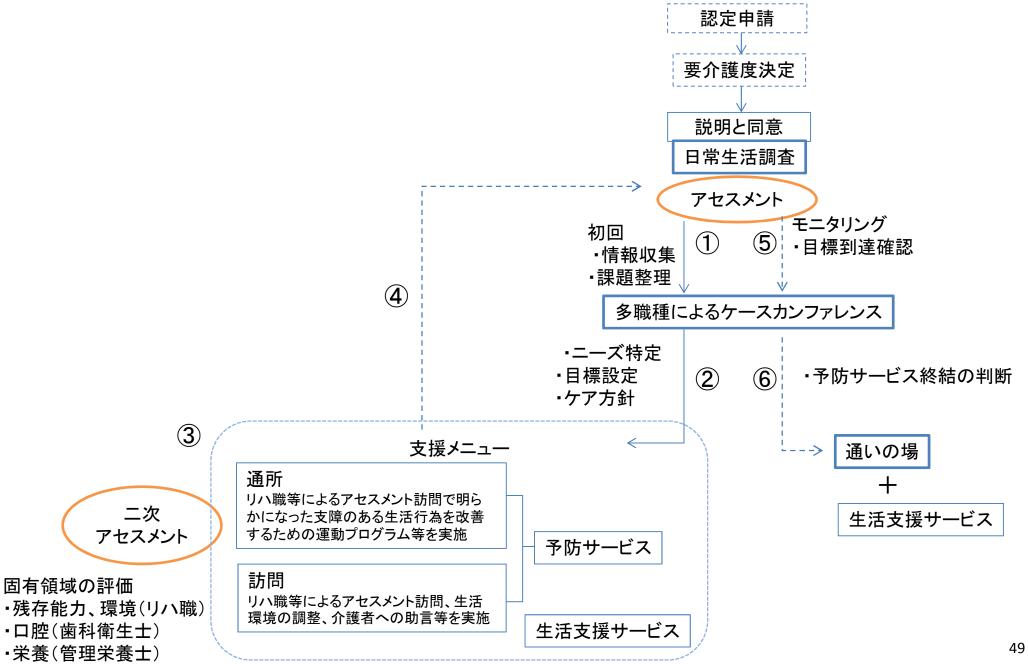
- 要支援者等に対し、一定期間の予防サービスの介入(通所と訪問を組み合わせて実施)により、元の生活に戻す(又は可能な限り元の生活に近づける)ことを行い、その後は、徒歩圏内に、運動や食事を楽しむことのできる通いの場を用意して、状態を維持する。
- 活動的な高齢者にサービスの担い手となってもらうなど、地域社会での活躍の機会を増やすことが、長期的な介護予防につながる。



自分で行うことが増えるにつれて、生活支援サービスの量が必要最小限に変化

・通所に消極的な閉じこもりがちの対象者は、当初は訪問で対応しながら、徐々に活動範囲を拡大。(用事を作り外出機会を増やす、興味・関心を高め外出の動機付けを行うなど)

予防モデル事業における自立支援の流れ

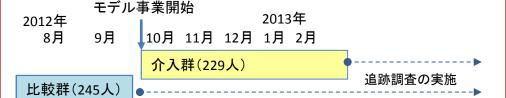


予防モデル事業における利用者の変化

モデル事業の利用者(要支援1~要介護2)は、地域の集いなどに参加する人の割合が高くなっており、生活や行動に広がりが見られるようになっている。

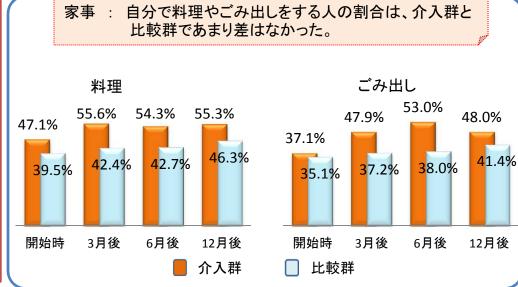
調査方法

モデル事業を実施する11市区町村において、新規要介護認定を受けた 要支援1から要介護2までの高齢者のうち、保険給付の利用者245人(比較群) とモデル事業の利用者229人(介入群)に対し、サービス開始時、3カ月、6カ月、 12カ月の4時点におけるIADL、社会参加等の評価を実施。

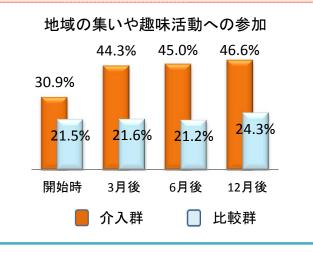


新規認定者の全数に事業の説明を行い、同意の得られた者全てに調査を実施3ヶ月後評価を実施できたのは、比較群212人、介入群196人であった。6ヶ月後評価を実施できたのは、比較群192人、介入群162人であった。12ヶ月後評価を実施できたのは、比較群164人、介入群150人であった。

活動 : 体操をする人の割合が、介入群の方でより高くなって いた。 体操 散歩・ウォーキング 45.0% 44.0% 43.8% 47.5% 42.3% 37.3% 34.0% 21.8% 32.0% 32.8% 31.7% 33.0% 32.2% 32.9% 29.3% 20.8% 開始時 3月後 6月後 12月後 開始時 3月後 6月後 12月後 比較群 介入群

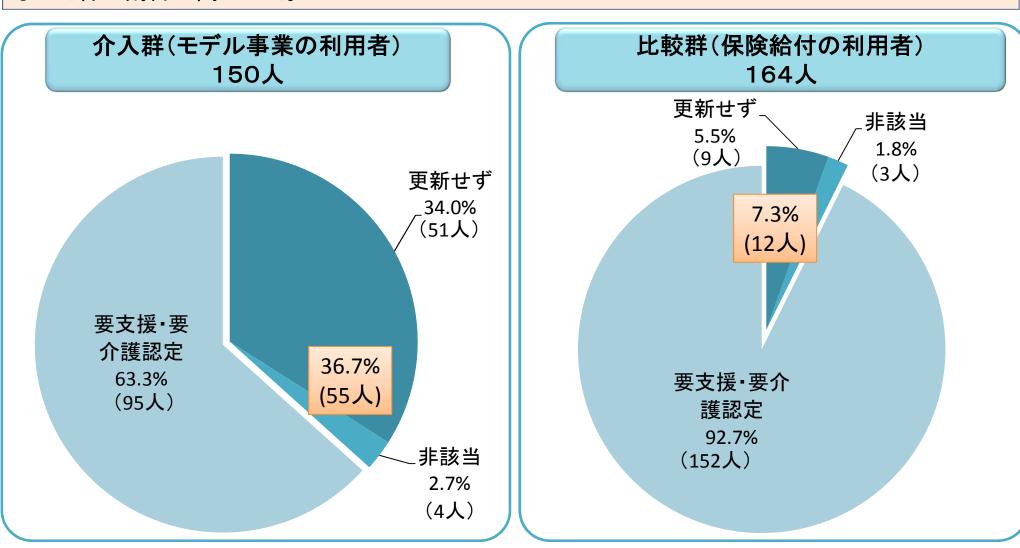


参加: 介入群では、地域の集いや趣味活動に参加 する人の割合が高くなっていた。



予防モデル事業における1年後の利用者の要介護度

1年後の要介護度については、介入群は比較群と比較して、更新申請を行わなかった者や非該当になった者の割合が高かった。



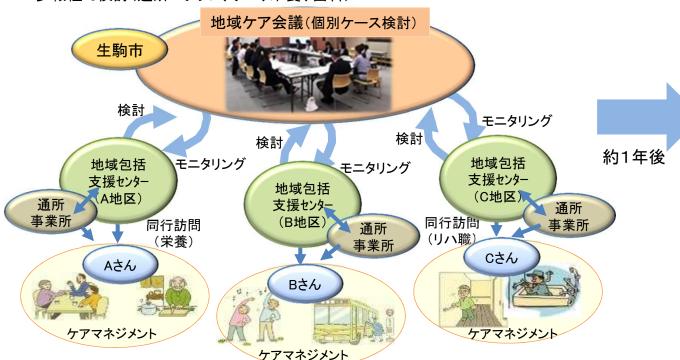
モデル事業を実施する11市区町村において、新規要介護認定を受けた要支援1から要介護2までの高齢者のうち、サービス開始後1年間追跡のできた介入群(150人)と比較群(164人)について、1年後の要介護度を集計。

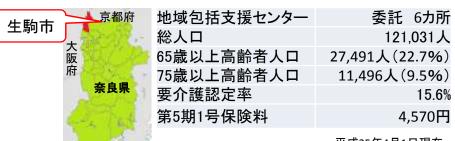
地域ケア会議でケアマネジメントのレベルアップを図っている取組例 ~奈良県生駒市~

○生駒市は、複数の地域包括支援センターが事例を持ち寄り、多職種協働でケース検討を実施。会議で方向付けられた支 援内容を実際に行い、その結果を次の会議で報告し、支援の妥当性を検討。これを繰り返すことで地域包括支援センター 全体で自立支援のプロセスが共有され、成功体験の蓄積がケアマネジメントのレベルアップにつながっている。

【ここがポイント!】

- ①ケース検討は、要点を押さえる。漫然と行わない。(1事例15分以内)
- ②1事例につき、初回、中間、最終の最低3回検討。(モニタリングが重要)
- ③疾患別等に体系化して集中議論で効率化
- ④継続(毎月1回)
- 保険者主催で毎回、25~30事例を検討。
- 検討会は180分以内に収める。(初回事例は1件15分、モニタリングは5分程度)
- 効率化を工夫(アセスメント様式の統一、初回・中間・終了の経過が一覧できる記録様 式、疾患別属性別に事例の類型化等)
- 多職種で検討(通所スタッフ、リハ、栄養、歯科)





平成25年4月1日現在

〇地域包括支援センター

- 自立支援の視点が定着
- アセスメント力が向上
- 個を視る目と地域を視る目の両方がバラ ンスよく備わった
- 高齢者自身の自立の意識を高める関わり 方が向上
- 家族の負担軽減策を具体的に立てられる
- 地域の資源や人材を活かすアイディアが 豊富に

〇诵所事業所

- 自立支援の視点が定着
- アセスメント力が向上
- 的確な個別プログラムが立てられる
- ・ 通所の"卒業"の意識が定着
- 通所卒業を念頭に置いて居場所と役割づ くりを並行して行うようになり、"卒業"を達 成できる

事例 (生駒市)

男性 更新せず 84歳 高齢世帯(夫) 要支援1(2012/6/1~2013/5/31)

83歳 女性 要介護1 (妻) 要介護1(2012/6/1~2013/5/31)

要介護認定を受けた経緯: 夫は、背柱管狭窄症で歩行や風呂の出入りがしづらくなった。

妻は、物忘れが目立ち、生活管理全般が一人では難しくなった。



夫婦で通所(パワーアップ教室)へ



夫が上手に見守りながら妻が料理



夫は畑仕事を再開、妻は通所で記録係のボランティア

	【開始時点】(2012.10)	【3か月後】(2013.1)	【6か月後】(2013.7)
AD IAD		(夫)姿勢の向きを楽に換えられるようになった 買物の荷物を持って歩くことができる (妻)手順を踏む行為(料理等)が難しくなってい る	(夫)畑仕事を再開(クワの使用が可能になる) (妻)夫の助けを借りながら、家事を行っている。
地域 ケブ 会談 によ 検	7 ストレスと夜間不眠あり 後 (妻)困惑感、イライラ感が募る る ↓ 1 ①二人で通所事業へ (週2回)	(夫)通所終了 畑仕事の再開準備(通所の仲間の応援 で土を耕し、ウネを作る) (妻)通所継続 お茶を配る、記録をつける等の役割を	妻のケアマネジメント、リハ職の対応を継続 夫は、日常生活が困らなくな ら要介護認定を更新しなかっ 【現在】(2013.10)
	互いに交流の幅を広げる ②地域包括支援センターの訪問	増やす ①リハ職訪問(生活場面でのアドバイス)	(夫)妻の様子を客観的に見られるように 不安が緩和。
リハ		(夫)畑仕事に必要な動作、筋力アップの 方法をアドバイス (妻)自宅台所で、実際に料理をしながら 夫に上手な指示の仕方をアドバイス	(妻)パワーアップ教室でボランティアとしてか。 笑顔が増える。 夫婦ともに、通所での仲間づくりを通じて、 持ちが明るくなり、活動的になっている。
			車例け 木人のフ解を得た上で 生駒市からは

夫は、日常生活が困らなくなり、自 ら要介護認定を更新しなかった。

(夫)妻の様子を客観的に見られるようになり、 不安が緩和。

(妻)パワーアップ教室でボランティアとして参 加。笑顔が増える。

夫婦ともに、通所での仲間づくりを通じて、気 持ちが明るくなり、活動的になっている。

事例は、本人の了解を得た上で、生駒市から提供 53

地

〇世田谷区は、地域包括支援センターとの定期的な連絡会議で現場の問題を共有し、関係機関の調整など必要 な行政対応を行いながら、地域包括支援センターの地域づくりをサポート。地域包括支援センター単位で都市 部の豊富な地域資源を活用して多様な通いの場の創設や外出支援を実現している。

【ここがポイント!】

- ①区の保健師が、地域包括支援センターと地域で行動を共にして地域づくりのノウハウを伝授
- ②その後、各地域包括支援センターが担当地域の自治組織や住民と会合等を通じて関係づくり

地域づくりの下準備

- ○地域づくり研修会・勉強会
- ○地域づくり手法の教材作成
- 〇地域資源マップの作成 各地域包括支援センターが、担 当地区の情報を地図に書き込 み、地域の特徴を可視化(宅配し てくれるスーパー、ベンチのある

歩道、散歩に適したルート等)

後方支援

定例的な

連絡会議

研修会•

モデル事業による取組み

- 〇4地区の地域包括支援センターと区の 連絡会議
- アイディアの持ち寄り
- ・資源活用上の課題整理
- 有益情報の共有
- ・新メニューの立ち上げ手順の確認 等

埼玉県 東京都 世田谷区 神奈川県

地域包括支援センター 委託 27力所 総人口 860,071人 65歳以上高齢者人口 161.843人(18.8%) 75歳以上高齢者人口 82,556人(9.6%) 要介護認定率 20.4% 第5期1号保険料 5.100円

平成24年8月1日現在

町会会館の筋力アップ教室 (A地区)

大学を会場とした通所 (B地区)

喫茶店の集いの場 (C地区)

都営住宅の外出支援 (D地区)

- ・地区内のサロンや住民の自主活動 を全て調べ、通いの場が乏しい地区 を特定。徒歩10分以内で行ける範囲 で会場を確保し、新たな筋力アップ 教室を立ち上げた。
 - 90分×週1回、参加費 無料 住民ポランティアの協力あり 理学療法士が定期的に指導助言
- 大学を会場として、デイサービスを利 用していない要支援者等が行きたく なる通所プログラムを立ち上げた。 (大学の使用交渉は区が担当)
- ・アート体験、ヨガ、ミニ講義、民謡、子 どもと遊ぶなどの多彩なプログラム

120分×调1回 参加費 100円/回 学生・住民ボランティアの協力あり

- デイサービスを利用していない要支援 者等の外出のきっかけづくりとして喫 茶店を集いの場にした。
- ・店の和式トイレは簡易洋式便座をか ぶせて使用しやすくした(福祉用具事 業者に協力要請)

90分×月2回 参加費 300円/回 住民ボランティアの協力あり

- ・交通量の多い国道を横断しなけれ ば買物等に行けない都営住宅の要 支援者等のための外出支援を立ち 上げた
- 福祉施設の送迎車両の遊休時間帯 を利用してスーパーや郵便局へ送

月1回 参加費 300円/回 住民ボランティアの協力あり

54

事例(世田谷区)

77歳 女性 一人暮らし 要支援2(2012/7/26~2013/7/31) ⇒ 更新せず

要介護認定を受けた経緯: 背柱管狭窄症で2012年7月に手術を受け、一月後に自宅に戻る



地域包括支援センターの相談



大学の通所(体操プログラム等)



喫茶店の集いでお世話役のボランティア

	【退院後の状況】(2012.8)	【3か月後】(2012.11)	【9か月後】(2013.5)
ADL IADL	・しゃがむ動作、長く歩くことが困難 ・買物の荷物を運ぶことが困難	・近所の外出ができる・軽い荷物を持って歩くことができる	・床の正座ができる・長く歩けるようになり、近県の旅行ができる
地域包括 支援セター によるケ アマネジ メント	 ・住居は、元々バリアフリー化されており問題ない ・家事は自分で可能(買物は、スーパーの宅配を利用) ・友人の支援あり。支援関係を絶たないよう配慮しながら様子を見守ることに。 	①リハ職の訪問アセスメント ②大学の通所(週1回)	ケアマネジメント、リハ職の対応は終結 日常生活が困らなくなり、自ら 要介護認定を更新しなかっ た。 【現在】(2013.10)
リハ職の 対応	(この時点では、リハ職等の訪問、多職種の ケースカンファレンスは準備中)	〈自宅訪問〉 ・家の内外の動線を評価 ・安全な動作、体操をアドバイス 〈ケースカンファレンス〉 ・ADL、IADLの改善可能性の見通しを提示	・喫茶店の集いで、お世話役のボランティア ・趣味の茶道が復活 ・ボウリングサークルに入会

~大分県竹田市~ 住民主体の活動による生活支援・介護予防の取組み例

○竹田市は、中高年齢層を対象に暮らしのサポーターの養成を行い、実践の場として「暮らしのサポートセンター」を 立ち上げ、生活支援サービスや通いの場の運営を委託。人材養成と実践の場づくりを連動させることにより元 気な高齢者が担い手として活躍できる地域づくりを実践している。

【ここがポイント!】

市長をトップに、関係機関と住民が自由に議論できる場を用意

竹田市経済活性化促進協議会

竹田市雇用創造推進プロジェクト会議

(会長:市長)

商工団体、社会福祉協議会、医療機関、地域包括支援センター等

めざすべき姿を議論 (自助互助の機運醸成へ)

(毎月2回、約半年)

処」を運営

立ち上げ準備(市)

(約1年間)

暮らしのサポーター養成

2 活動拠点の整備・事業委託

(半年後)

活動開始(住民)

活動拠点

「暮らしのサポートセンター」 (空き店舗利用)

住民互助の活動体 「りんどう」 (会員157人、平均年齢74.2歳)

活動会員(27人):生活支援の提供者

協力会員(19人): 寄り合い場の運営

賛助会員(69人): 賛同者

利用会員(42人): 生活支援の利用者

竹田市

地域包括支援センター	委託1力所
総人口	24,547人
65歳以上高齢者人口	9,890人(40.2%)
75歳以上高齢者人口	6,285人(25.6%)
要介護認定率	22.6%
第5期保険料	5,500円

平成25年1月末現在

介護予防教室

・市の健康運動インストラクター養成研

市の委託を受けて介護予防教室を企 画実施(暮らしのサポートセンターを

・地区の高齢者サロンで運動指導の出

修を修了した住民が「竹田ヘルス

通いの場(寄り合い処)

- 暮らしのサポートセンターで「寄り合い」
- 年代を問わず気軽に立ち寄ることので きる場(手芸・囲碁等の趣味活動、世 間話など、過ごし方はさまざま)
- ・木工・陶芸などの手作り品の展示販売

オープン 月~金、9:00~17:00 (コーヒー100円、定食300円)

生活支援サービス

- ・さまざまな生活支援(家事、草取り、植木 の水やり、ペットの世話、外出支援、簡 単な修理修繕など)
- ・利用者とサービス提供者のいずれも会 員登録を行い、会費を支払う(年会費 1.000円)

料金(利用券) 30分400円、60分800円 利用料金の75% 対価 (25%は「りんどう」の活動資金に充当)

季節行事・イベント開催

- さまざまな年代が楽しめるイベン トの企画と実施
- ・住民の交流促進、地域おこし
- ・地域への愛着を育む取組

雪っこカーニバル・歌声喫茶 ミニコンサート・カラオケ大会 チャリティーコンサート・料理教室 クリスマスイベント・しめ縄作り かるた大会・紅白歌合戦 ヨガ・グランドゴルフ大会 など

指導料 4.000円/人同 インストラクター 50~70歳代

会場に体力測定と運動指導)

フィットネス」を結成

前も実施

事例(竹田市)

76歳 女性 一人暮らし 要支援2(2012/4/16~2013/4/30) ⇒ 更新せず

要介護認定を受けた経緯: 変形性股関節症で2012年1月に人工関節置換術を受け、6月に自宅に戻る



自宅周辺のウォーキングで体力づくり



暮らしのサポートセンターで食事づくり



収穫した野菜を地域の仲間と販売

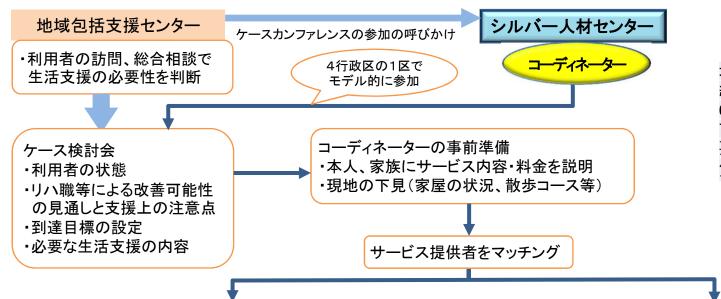
			_
	【退院後の状況】(2012.6)	【6か月後】(2012.12)	【9か月後】(2013.4)
ADL IADL	・しゃがむ、床から立ち上がる動作が 困難(畑仕事、ふとんの寝起き等) ・重い物の運搬が困難(ゴミ出し、買 物の荷物や畑の資材を運ぶ等)	・畑に腰をおろして草取りができるようになる・ゴミや荷物等は小分けして台車で運ぶことができるようになる	・日常生活全般が自分でできる ・野菜づくりが再開 (窓拭きや力の必要な農作業は、「りんどう」の生活支援を利用)
医療	外来リハ(20分×週3回)	外来リハ(20分×週3回)	年内で終了予定
地域包括支 援セターによ るケアマネ	①住宅改修(手すり)・福祉用具購入 (シャワーチェア) ②社協の貸し出しベッド(給付外)	①温泉水中運動(週1回) ②ノルディックウォーク(自宅周辺 を毎日30分)	ケアマネジメント、リハ職の対応は終結 日常生活が困らなくなり、自ら 悪の護烈宝を更新しなかっ
ジメント	(この時点では、暮らしのサポートセンターの 生活支援は準備中)	③暮らしのサポートセンターで役 割づくり(食事づくりのメンバー として)	要介護認定を更新しなかっ 【現在】(2013.10) た。 ・収穫した野菜を地域の直売所で販売 ・暮らしのサポートセンターで食事づくりのボランティア 活動 ・地域の高齢者サロンで元気になった自分の体験を話したり、体操指導等の世話役を担っている
リハ職の 対応	(この時点では、リハ職等の多職種による ケースカンファレンス等は準備中)	〈ケースカンファレンス〉 ・外来リハの病院リハ職が、達成 可能な目標設定をアドバイス	

シルバー人材センターを活用した生活支援の取組例 ~岡山県岡山市~

○岡山市は、シルバー人材センターにコーディネーターを配置して、利用者のニーズとサービス提供者のマッチングやサービス提供内容の調整を行い、生活支援を必要とする高齢者とその担い手となる高齢者の双方が安心してサービスの利用や提供ができるように配慮している。

【ここがポイント!】

- ・シルバー人材センターのコーディネーターが、地域包括支援センターのケース検討会に参加
- ・利用者の状態と到達目標を把握した上で人材をマッチングし、利用者と提供者の双方の安心感と満足度を高めている。



岡山市

地域包括支援センター	委託 6力所
総人口	703,647人
65歳以上高齢者人口	162,809人(23.1%)
75歳以上高齢者人口	79,660人(11.3%)
要介護認定率	21.1%
第5期1号保険料	5,520円

平成25年7月31日現在

岡山県

生活支援サービス

・さまざまな生活支援(家事、散歩の付き添いなど)

料金 100円/60分以内 対価 1,000円/60分以内 サービス提供登録者数 54人(平均年齢 70.3歳) 住 宅 改 修

- ・一線を退いた大工・左官等の施工技術者が、シルバー人材センターに登録して、手すり の設置等の住宅改修を実施
- ・材料代実費は利用者が負担、人件費は公費

対価 1.650円/時間、道具の保守費用 一律1,000円(作業時間が4時間を越えた場合) サービス提供登録者数 39人(平均年齢 72.2歳)

事例 (岡山市)

71歳 女性 一人暮らし 要支援2(2012/8/2~2013/8/31) 更新せず

要介護認定を受けた経緯: 変形性膝関節症で2012年7月に人工関節置換術を受け、一月後に自宅に戻る



介護予防教室(元気スマイル教室)



歩行ルートの確認



介護予防教室でお世話役のボランティア

		_	
	【退院後の状況】(2012.9)	【2か月後】(2012.10)	
ADL IADL	・杖歩行。屋外を歩く自信がない。 ・タクシーで通院(唯一の外出) ・家の中の家事はできる ・買物は別居の娘が同行	・杖歩行・屋外歩行は依然として自信がなく、外出はタクシーを利用・階段昇降は手すりを使用して2足1段	•道 •/ •/
地域包括	・住居は、元々バリアフリー化され	①リハ職の訪問アセスメント	ケ
支援セター によるケ アマネジ メント	ており問題ない ・県外から転入して間もないので知り合いがなく、心細い (この時点では、通所事業は準備中。 当面、地域包括支援センターが訪問で相談援助を行った)	②介護予防教室(週1回×3か月) ・運動プログラム ・仲間づくり、役割づくり ※自宅と会場は300m程度。最初は送 迎で対応	I
リハ職の 対応	(この時点では、リハ職等の訪問、多職 種のケースカンファレンスは準備中)	〈訪問アセスメント〉 ・自宅周辺の歩行ルートを確認 ・通所の帰りに、リハ職が自宅まで一緒 に歩き、自信が持てるように後押し。	

【6か月後】(2013.2)

- 通所の送迎不要(往復、一人で歩いて参加)
- バスで外出(デパートに行く)
- 荷物を持って歩くことができる

ケアマネジメント、リハ職の対応は終結



日常生活が困らなくなり、自ら 要介護認定を更新しなかった。

【現在】(2013.10)

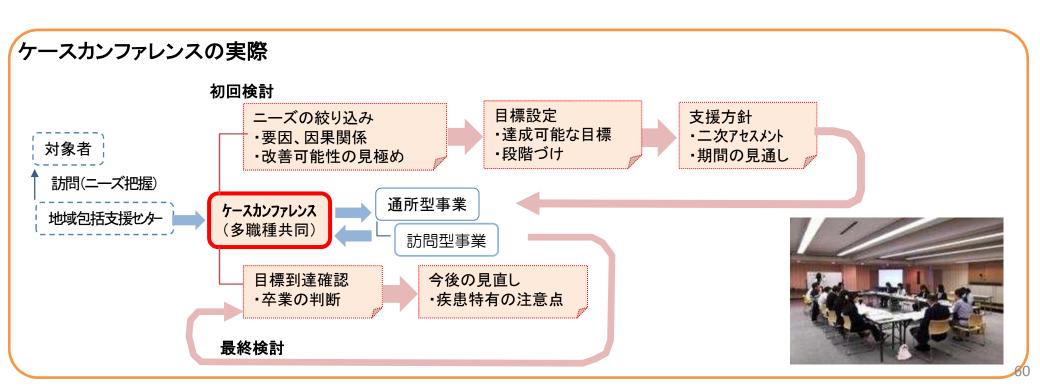
- ・介護予防教室のボランティアとして活動
- 市のボランティア養成講座の受講をはじめる

予防モデル事業を通じてみえてきたリハ職の役割① ~ケースカンファレンス~

リハ職が、ケースカンファレンスに参加することにより、疾患の特徴を踏まえた生活行為の改善の見通しを立てることが可能となり、要支援者等の有する能力を最大限に引き出すための方法を検討しやすくなる。

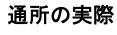
ケースカンファレンスの概要

- リハ職の役割 :難しくなっている行為について要因の検討、疾患特有の症状とADL・IADLの関連の整理、不足している情報・矛盾点の有無、リハ職による二次アセスメントの必要性の判断、改善可能性の見当づけ
- 職 種 構 成:保健師・看護師・ケアマネ・介護福祉士・管理栄養士・歯科衛生士・理学療法士・作業療法士・薬剤師
- 所要時間・処理件数: 3時間程度(1件10~15分程度 × 15~16件)



予防モデル事業を通じてみえてきたリハ職の役割② ~通所事業~

- リハ職が、利用者の身体機能に応じた運動プログラムの提示や段階的進め方について、介護職員等にアドバイスを行うことにより、運動を主体とした集団プログラムを効果的に実施することができる。
- また、通所と訪問の双方に一貫して関わり、支障をきたしている生活行為(風呂のまたぎや荷物を持った歩行など)の改善に必要な運動メニューを提示することにより、生活機能の向上を図ることができる。
- リハ職の役割 :機能評価、疾患固有の症状(疼痛・変形等)に配慮した運動プログラムの提示(PT)、興味・関心を引き出す 活動種目の選定と導入(OT)、運動指導員・介護職員・ボランティア等へのプログラム実施上の助言、訪問で 明らかになった動作上の課題について個別指導
- 職種構成:通所スタッフ(介護職員・運動指導員等) & 理学療法士(作業療法士)
- 対応の頻度: 1クール3か月(週2回×12週)の場合 ⇒ 利用者1人につき3回程度の評価(初回・中間・最終)
 - ※利用者の状態に応じて、かかりつけ医に遵守事項を確認(心疾患等による運動負荷の制限等)



通所終了後も、定期的な運動を習慣づける。(ウォーキング、体操の集い等)

初回評価

- 体力測定
- 疾患固有の症状
- リスク管理
- ・ 運動メニュー

中間評価

状態変化に応じて メニュー・運動量の 見直し

最終評価

- 体力測定
- 改善結果のフィード バックと自己管理の動 機付け

対象者

-----訪問(二--ズ把握)

地域包括支援也外

初回検討 「ニーズの絞り込み」 目標設定 支援方針

ケースカンファレンス (多職種共同)

最終検討

日標到達確認 - 今後の見通し

集団プログラムが中心

(自主活動への円滑な移行を念頭に置いた仲間づくり)

通所事業

訪問事業

訪問で明らかになった動作上の課題は、通所で練習

OB(通所終了者)が記録係の ボランティア

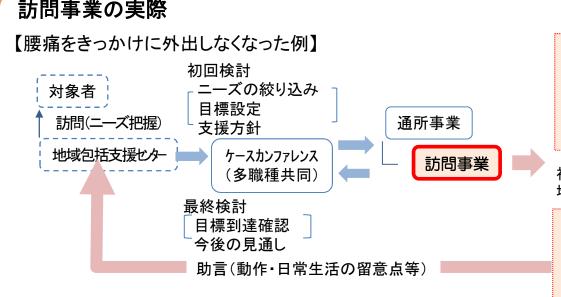


予防モデル事業を通じてみえてきたリハ職の役割③ ~訪問事業~

リハ職が、要支援者等の自宅を訪問することにより、難しくなっている生活行為が明らかとなり、動きやすい住環境に調整(家具の配置換え、物干し台の高さ調整などの生活上の工夫)することができる。

訪問事業の概要

- リハ職の役割 :生活の場における動作・環境の評価、改善策の提案、本人・家族・地域包括支援センターへの助言
- 職種構成:市町村保健師or地域包括支援センター職員 & 作業療法士 or理学療法士(ケアマネジメントを担う地域包括支援センター等との同行訪問が基本。)
- 対応の頻度:1回1時間程度、対象者一人につき1~3回程度で終結
 - ※利用者の状態に応じて、かかりつけ医に遵守事項を確認(心疾患等による運動負荷の制限等)



OTの評価と改善提案

- 1回目
- ▶ 神社の参拝が日課だった=参拝の復活 〔初期目標〕
- ・玄関の上がり框が動作の支障 →踏み台設置
- ・自宅周辺に坂が多い→歩行補助具の変更

初期目標が達成されるまでは、地域包括等が訪問

- 2回目
- ▶ 外出行動の拡大 =バスの利用 〔最終目標〕
- ・バス停までの徒歩移動の確認
- →休憩地点の設定
- ・バス利用動作の確認
- →乗降、着席・立ち上がり





介護予防の推進に活用できるツールの紹介

介護予防に関するHPの充実

OHPにおいても、介護予防に関する好事例の発信、介護予防に資する関連団体の取組の紹介等を 行っている。

介護予防: http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/yobou/index.html (ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護予防)

- 1 これからの介護予防
- 2 地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組事例
- 3 地域づくりによる介護予防推進支援事業
- 4 市町村介護予防強化推進事業
- 5 介護予防事業の実施状況について
- 6 介護予防に資するリハビリテーション関連団体の取組
- 7 介護予防関連資料

地域づくりによる介護予防に関する問い合わせのフロー図

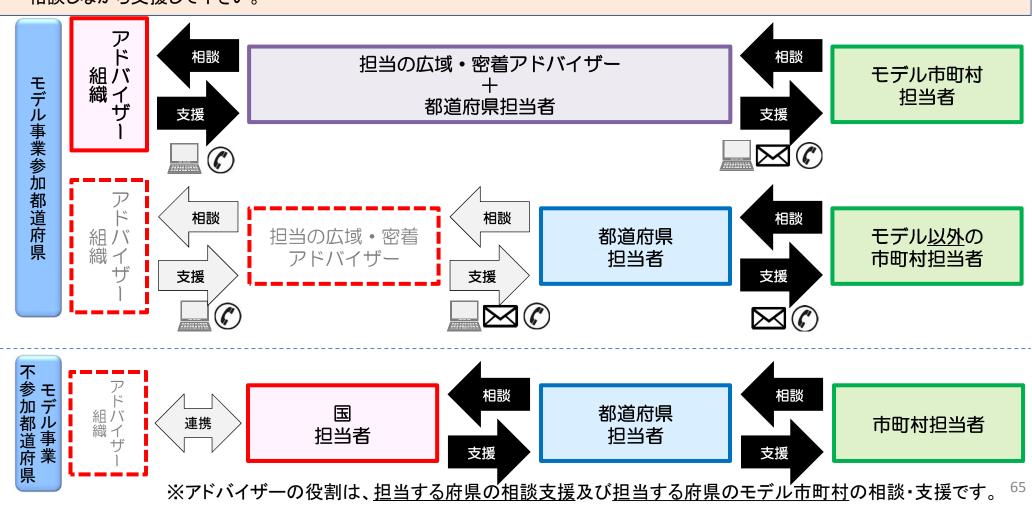
【モデル事業に参加している都道府県に所在する市町村】

〇 市町村は、視察・実践例等に関する問い合わせがある場合は、基本的に<u>都道府県の担当者</u>に相談して下さい。都道府県の担当者は、必要に応じて担当の広域・密着アドバイザー等と相談しながら市町村を支援して下さい。

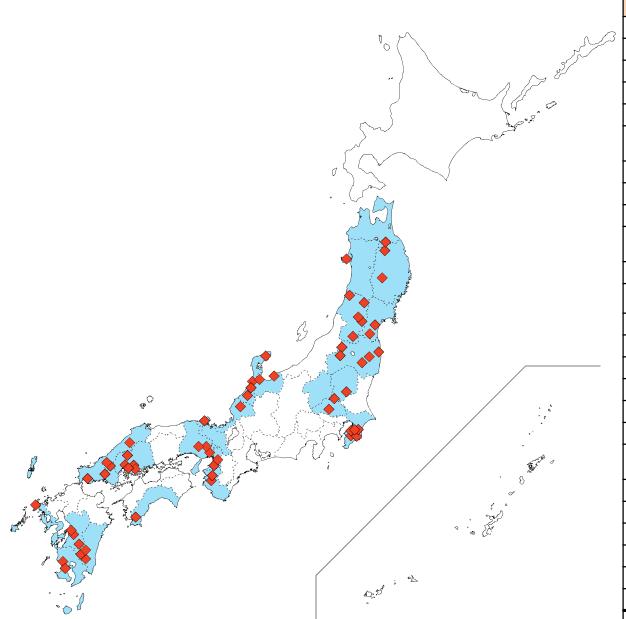
(モデル市町村は直接担当のアドバイザーとやりとりする事も考えられます。)

【モデル事業に<u>参加してない</u>都道府県に所存する市町村】

〇 市町村は、問い合わせがある場合は、基本的に<u>都道府県の担当者</u>に相談して下さい。都道府県担当者は、必要に応じて国と相談しながら支援して下さい。



モデル事業参加都道府県及び市町村一覧(平成26年度~)

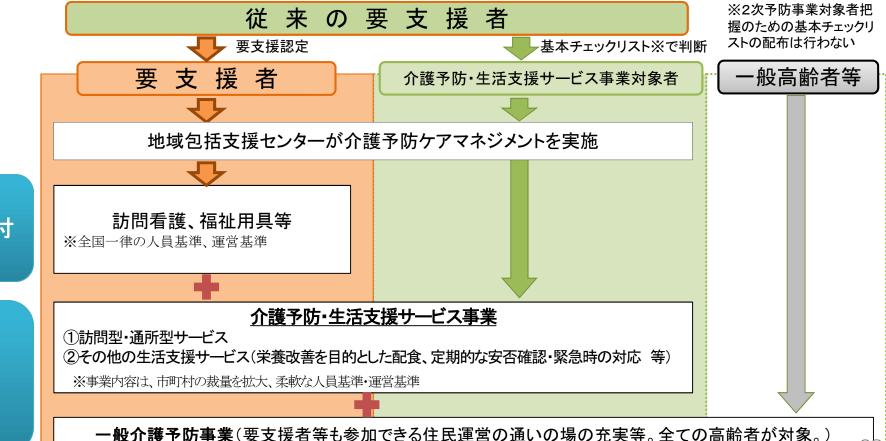


都道府県	市町村名
青森県	三戸町
岩手県	花巻市、二戸市
宮城県	白石市、名取市
秋田県	男鹿市
山形県	山形市、米沢市、中山町、最上町、遊佐町
福島県	田村市、鏡石町、西会津町、三島町、 南相馬市
栃木県	小山市
群馬県	邑楽町
埼玉県	毛呂山町
千葉県	市原市、大多喜町、長柄町、木更津市、 袖ケ浦市
富山県	高岡市、入善町
石川県	金沢市、かほく市、川北町、珠洲市
福井県	永平寺町
京都府	宮津市
大阪府	岸和田市、羽曳野市
兵庫県	尼崎市、宝塚市、小野市
和歌山県	紀美野町、有田川町
島根県	美郷町、津和野町、吉賀町
広島県	広島市、府中市、東広島市、熊野町、 北広島町
山口県	周南市、山陽小野田市
高知県	宿毛市
長崎県	平戸市
熊本県	宇土市、宇城市、錦町
宮崎県	都城市、小林市、えびの市
鹿児島県	日置市、いちき串木野市
起力し出力	

4. 新しい介護予防・日常生活支援総合事業について

総合事業の概要

- 訪問介護・通所介護以外のサービス(訪問看護、福祉用具等)は、引き続き介護予防給付によるサービス提供を継続。
- 地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、総合事業(介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業)のサービスと介護予防給付のサービス(要支援者のみ)を組み合わせる。
- 介護予防・生活支援サービス事業によるサービスのみ利用する場合は、要介護認定等を省略して「介護予防・生活支援サービス事業対象者」とし、迅速なサービス利用を可能に(基本チェックリストで判断)。
- ※ 第2号被保険者は、基本チェックリストではなく、要介護認定等申請を行う。



介護予防給付

総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業 ガイドライン案(骨子)

第1 総合事業に関する総則的な事項 (P1~)

- ○事業は、要支援者の多様なニーズに、要支援者の能力を最大限活かしつつ、多様なサービスを提供する仕組み。
- 〇生活支援の充実、高齢者の社会参加・支え合い体制づくり、介護予防の推進、関係者間の意識共有と自立支援に 向けたサービスの推進等を基本に事業を実施。
- ○住民主体のサービス利用、認定に至らない高齢者増加、重度化予防推進により、結果として費用の効率化。

第2 サービスの類型 (P21~)

- 〇市町村が基準·単価等を定める際の 参考例を提示。
- 〇現行の訪問介護等に相当するサービスのほか、緩和した基準のサービス、 住民主体の支援等の多様なサービス を想定。

第4 サービスの利用の流れ (P55~)

- ○認定を受けずに、チェックリストにより、サービスを利用可能。
- ○ケアマネジメントで、利用 者に適切なサービスを 提供。

第5 関係者間の意識共有と 介護予防ケアマネシ・メント(P73~)

〇一歩進んだケアマネジメントに向け、関係者の意 識共有や、短期集中アプローチで自立につなげる ケアマネジメントを推進。

第6 総合事業の制度的な枠組み

(P91~)

- 〇直接実施や委託のほか、指定事業者による実施や、事業者に対する補助による実施が可能。
- 〇基準·単価等は、国の基準や単価 の上限を踏まえ、設定。
- 〇市町村の事業費の上限は、移行 分をまかなえるよう設定。

第7 円滑な事業への移行・実施 (P128~)

- 〇事業は29年4月まで猶予可能。市 町村は、早期から総合事業に取り 組む。一方で、受け皿の整備等に 一定の時間をかけることも選択肢。
- 〇エリアごとなど、段階的な実施も 可。

第3 生活支援・介護予防サービスの充実

(P28~)

- 〇コーディネーターや協議体等を通じ、 地域の支え合い体制づくりを推進。
- 〇担い手の知識・スキルの向上のため、 研修実施。
- 〇市町村で行われているボランティア ポイントも活用可能。

第1 総合事業に関する総則的な事項

1 事業の目的・考え方

(1) 総合事業の趣旨 (P1~)

○ 総合事業は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すもの。

(2) 背景·基本的考え方 (P3~)

イ 多様な生活支援の充実

住民主体の多様なサービスを支援の対象とするとともに、NPO、ボランティア等によるサービスの開発を進める。併せて、サービスにアクセスしやすい環境の整備も進めていく。

ロ 高齢者の社会参加と地域における支え合い体制づくり

高齢者の社会参加のニーズは高く、高齢者の地域の社会的な活動への参加は、活動を行う高齢者自身の生きがいや介護予防等ともなるため、積極的な取組を推進する。

ハ 介護予防の推進

生活環境の調整や居場所と出番づくりなどの環境へのアプローチも含めた、バランスのとれたアプローチが重要。そのため、リハビリ専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進する。

二 市町村、住民等の関係者間における意識の共有と自立支援に向けたサービス等の展開

地域の関係者間で、自立支援・介護予防といった理念や、高齢者自らが介護予防に取り組むといった基本的な考え方、 地域づくりの方向性等を共有するとともに、多職種によるケアマネジメント支援を行う。

ホ 認知症施策の推進

ボランティア活動に参加する高齢者等に研修を実施するなど、認知症の人に対して適切な支援が行われるようにするとともに、認知症サポーターの養成等により、認知症にやさしいまちづくりに積極的に取り組む。

へ 共生社会の推進

地域のニーズが要支援者等だけではなく、また、多様な人との関わりが高齢者の支援にも有効で、豊かな地域づくりにつながっていくため、要支援者等以外の高齢者、障害者、児童等がともに集える環境づくりに心がけることが重要。

(1)介護予防・生活支援サービス事業(サービス事業)(P13~)

- 対象者は、制度改正前の要支援者に相当する者。
 - ①要支援認定を受けた者
 - ②基本チェックリスト該当者(事業対象者)

事業	内容
訪問型サービ ス	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供
通所型サービス	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など 日常生活上の支援を提供
その他の生活 支援サービス	要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配 食や一人暮らし高齢者等への見守りを提供
介護予防ケア マネジメント	要支援者等に対し、総合事業によるサービス 等が適切に提供できるようケアマネジメント

- ※ 事業対象者は、要支援者に相当する状態等の者を想定。
- ※ 基本チェックリストは、支援が必要だと市町村や地域包括支援センターに相談に来た者に対して、簡便にサービスにつなぐためのもの。
- ※ 予防給付に残る介護予防訪問看護、介護予防福祉用具貸与等を利用する場合は、要支援認定を受ける必要がある。

(2) 一般介護予防事業 (P14~)

○ 対象者は、第1号被保険者の全ての者及び その支援のための活動に関わる者。

事業	内容
介護予防把握事 業	収集した情報等の活用により、閉じこ もり等の何らかの支援を要する者を把 握し、介護予防活動へつなげる
介護予防普及啓 発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う
地域介護予防活 動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支 援を行う
一般介護予防事 業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の 達成状況等を検証し、一般介護予防 事業の評価を行う
地域リハビリテー ション活動支援事 業	介護予防の取組を機能強化するため、 通所、訪問、地域ケア会議、住民主体 の通いの場等へのリハビリ専門職等 による助言等を実施

3 市町村による効果的・効率的な事業実施 (P15~)

- 〇 総合事業の実施に当たって、市町村は、
 - ・ 住民主体の多様なサービスの充実による、要支援者の状態等に応じた住民主体のサービス利用促進
 - ・ 高齢者の社会参加の促進や介護予防のための事業の充実による認定に至らない高齢者の増加
 - ・ 効果的な介護予防ケアマネジメントと自立支援に向けたサービス実施による<u>重度化予防の推進</u> 等により、<u>結果として費用の効率化が図られることを目指す</u>。
- 〇 総合事業と予防給付の費用の伸び率は、中長期的に<u>75歳以上高齢者数の伸び率程度となることを目安</u>に努力。
- さらに、総合事業を効率的に実施していくため、個々の事業評価と、市町村による総合事業の結果等の検証と次期計画期間への取組の反映が重要。その際、介護保険運営協議会等で議論することが重要。

<u>4 都道府県による市町村への支援</u> (P16~)

- 都道府県においても、市町村が総合事業を円滑に実施することができるよう、その地域の実情に応じて、 例えば以下のような市町村支援の取組を実施。
 - 総合事業の検討状況の把握や必要な支援についての調査等の現状把握
 - 相談への助言・支援や好事例などの収集・情報提供
 - ・ 総合事業において中核を担う市町村職員や地域包括支援センターの職員、生活支援コーディネーターなどに対する研修、保健師やリハビリ専門職等の広域派遣調整等の人材育成・人材確保
 - 市町村間や各団体・組織との連絡調整、ネットワーク化等の広域調整等

5 好事例の提供 (P19~)

○ 市町村による効率的・効果的な総合事業の実施のため、各種事例集を取りまとめ(次頁参照)。

第2 サービスの類型

- 要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、総合事業で多様なサービスを提供していくため、市町村は、サービスを類型化し、それに併せた基準や単価等を定めることが必要。そこで、地域における好事例を踏まえ、以下のとおり、多様化するサービスの典型的な例を参考として示す(別紙参照)。(P21~)
- (1) 訪問型サービス (P22~) ※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。
- 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基	準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サーI 種5		①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サーI 内3		訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動と して行う生活援助等	保健師等による居宅 での相談指導等	移送前後の生活支 援
対象者 サービ 提供の え方	ス	〇既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース 〇以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	、 〇状態等を踏まえながら、住民主体による支援等 「多様なサービス」の利用を促進		・体力の改善に向けた 支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向 けた支援が必要な ケース ※3~6ケ月の短期間で行う	訪問型サービスB に準じる
実施ス	方法	事業者指定	事業者指定/委託	補助(助成)	直接実施/委託	
基	準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の 最低限の基準	内容に応じた 独自の基準	
サーは提供者		訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)	7

- (2)通所型サービス (P23~) ※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。
- 通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス		
サービス 種別	① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス 内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動な ど、自主的な通いの場	生活機能を改善するための 運動器の機能向上や栄養改 善等のプログラム
対象者と サービス提 供の考え 方	〇既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース 〇「多様なサービス」の利用が難しいケース 〇集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	〇状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多 様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた 支援が必要なケース 等※3~6ケ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定/委託	補助(助成)	直接実施/委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の 最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス 提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

③その他の生活支援サービス (P24~)

○ その他の生活支援サービスは、①栄養改善を目的とした配食や、②住民ボランティア等が行う見守り、③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスのー体的提供等)からなる。

74

第3 生活支援・介護予防サービスの充実

1 基本的な考え方 (P28~)

○ 地域支援事業の生活支援体制整備事業の活用などにより、市町村を中心とした支援体制の充実強化を図り、地域全体で 多様な主体によるサービス提供を推進していくことが重要。市町村の参考のため、具体的な取組例を取りまとめ。

2 生活支援・介護予防サービスの開発・発掘のための取組 (P30~)

- 「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」や「協議体」の設置等(「生活支援体制整備事業」)を通じて、市町村が中心となって、サービスが創出されるよう取組を積極的に進める。具体的には、コーディネーターと協議体が協力しながら、以下の取組を総合的に推進。
- ① 地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起
- ② 地縁組織等多様な主体への協力依頼などの働きかけ
- ③ 関係者のネットワーク化

<生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)>

地域で、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能(主に資源開発やネットワーク構築の機能)を果たす者。

- ④ 目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一
- ⑤ 生活支援の担い手の養成やサービスの開発
- ⑥ ニーズとサービスのマッチング

<協議体>

各地域におけるコーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、情報共有及び連携強化の場として、中核となるネットワーク。

3 住民主体の支援活動の推進 (P34~)

- 生活支援の担い手となる者の知識・スキルの向上はより良い生活支援に資するため、担い手に対し、市町村が中心となって、介護保険制度、高齢者の特徴と対応、認知症の理解などについての各種研修を実施するのが望ましい。
- 高齢者が地域のサロン、会食会、外出の補助、介護施設等でボランティア活動を行った場合にポイントを付与するボラン ティアポイント制度が市町村において実施されており、地域支援事業の一般介護予防事業の枠組みが活用可能。

4 地域ケア会議、既存資源、他施策の活用 (P38~)

○ 個別ケースについて多職種や住民で検討を行うことで、地域課題を共有し、課題解決に向け、関係者のネットワーク構築 や資源開発、施策化を図っていく<u>地域ケア会議を、積極的に活用</u>。また、サービス開発の際、<u>既存の地域資源</u>(NPO、ボランティア、地縁組織、社協、介護事業者、民間企業等)や他施策による取組等についても活用。

(参考)新地域支援構想会議の提言(「新地域支援構想」)

助け合い活動を行う側から、総合事業で主体的に役割を果たしていこうとの趣旨でとりまとめ。市町村において制度設計・事業運営を行っていく上で参考にすることが有益。(「助け合い活動」を実践している非営利の全国的組織による「新地域支援構想会議」が提言)

'5

第4 サービスの利用の流れ

周知 (P58~)

○ 総合事業の目的、内容、サービスメニュー、手続方法等について十分に周知。その際、パンフレット等の使用などにより、 被保険者やその家族などにわかりやすく説明。

① 相談 (P59~)

- 被保険者からの相談を受け、窓口担当者より総合事業等を説明(サービス事業は、目的や内容、手続き等を十分説明)。 その際、①事業のみ利用する場合は、基本チェックリストで迅速なサービス利用が可能であること、②事業対象者となった 後も要介護認定等の申請が可能であることを説明。
 - ※予防給付(訪問看護や福祉用具貸与等)を希望している場合等は、要介護認定等の申請につなぐ。
 - ※第2号被保険者は、要介護認定等申請を行う。

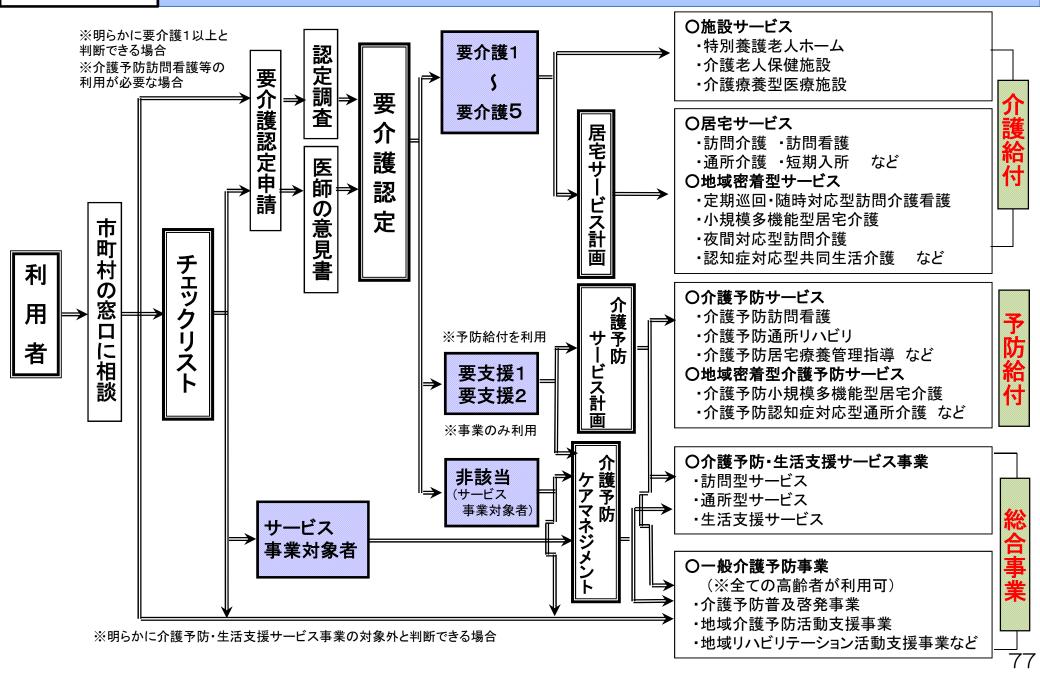
② 基本チェックリストの活用・実施 (P60~)

○ 窓口で相談をした被保険者に対して、基本チェックリストを活用・実施し、利用すべきサービスの区分(一般介護予防事業、サービス事業及び給付)の振り分けを実施。

③ 介護予防ケアマネジメントの実施・サービスの利用開始 (P65~)

- 利用者に対して、介護予防・生活支援を目的に、その心身の状況等に応じて、その選択に基づき、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう、専門的視点から必要な援助を行う。
- 利用者が居住する地域包括支援センターが実施するが、居宅介護支援事業所への委託も可能。
- 介護予防ケアマネジメントは、利用者の状態像・意向等を踏まえ、3パターンに分けて行う。
 - ① 原則的な介護予防ケアマネジメント
 - ② 簡略化した介護予防ケアマネジメント(サービス担当者会議やモニタリングを適宜省略)
 - ③ 初回のみの介護予防ケアマネジメント(アセスメントを行い、サービスの利用につなげるところまで)

【参考】介護サービスの利用の手続き



第5 関係者間での意識の共有と効果的な介護予防ケアマネジメント ~ー歩進んだケアマネジメントに向けたガイドライン~

1 関係者間での意識の共有(規範的統合の推進) (P73~)

(1) 地域包括ケアシステムの構築と規範的統合

地域包括ケアシステムの構築に向け、市町村は、介護保険事業計画等で目指すべき方向性・基本方針を定め、その 方向性・基本方針を介護事業者・住民等の関係者で共有(規範的統合)し、地域資源を統合していくことが重要。

(2) 明確な目標設定と本人との意識の共有

総合事業の効果的な実施のためには、この高齢者自身を含めた幅広い関係者が、支援を必要とする高齢者の意識、ケアプラン、設定された目標等を共有していくことが重要。

(3) ケアプランの作成

介護予防ケアマネジメントにおいては、地域包括支援センターが作成するケアプランに、可能な限り従来の個別サービス計画に相当する内容も含め、本人や家族、事業実施者が共有することが望ましい。

(4) モニタリング・評価

必要に応じて事業の実施状況を把握し、目標と乖離した場合にケアプランを変更し、順調に進行した場合は事業を終了。その際、高齢者がセルフケアを継続できるよう、必要な情報提供、アドバイスを行う。

(5) セルフケア・セルフマネジメントの推進

高齢者自身が、自らの機能を維持向上するよう努力するには、分かりやすい情報の提示、専門職の助言等とともに、成果を実感できる機会の増加が必要。そのため、専門機関、専門職による働きかけやツールの提供が効果的。

(6)「介護予防手帳(仮称)」等の活用 セルフマネジメントの推進等のため、母子保健にて活用されてきた「母子健康手帳」の概念を総合事業に活用。

2 効果的な介護予防ケアマネジメントの在り方

~保健・医療の専門職が関与し、短期で集中的なアプローチにより自立につなげる方策~ (P81~)

- (1) 自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントの視点
- (2) サービス担当者会議と多職種協働による介護予防ケアマネジメント支援

第6 総合事業の制度的な枠組み

1 介護予防・生活支援サービス事業

1 介護予防・生活支援サービス事業の実施方法 (P91~)

	概要	想定される実施例
①市町村の直接実施	市町村の職員が直接要支援者等に支援等を実施	保健師やリハビリテーション専門職等が行う短期集中予防サービス
②委託による実施	NPO・民間事業者等に、要支援者等への支援等を委託	NPO・民間事業者等が行う生活援助やミニディサービス
③指定事業者による サービス提供	市町村長が指定した事業者が、要支援者等にサービスを提供した場合に、その費用を支給(現行と同様の仕組み)※	既存の事業者が行う介護予防訪問介護等 に相当するサービス
④NPOやボランティア 等への補助	NPOやボランティア等に、要支援者等へのサービス提供などを条件として、立ち上げ経費や活動経費を補助(助成)	ボランティア等による生活支援や通いの場

※総合事業への円滑な移行を図るため、予防給付の指定事業所(訪問介護・通所介護)を総合事業の指定事業所とみなす経過措置がある。

2 サービスの基準 (P98~)

市町村における総合事業の円滑な実施のため、以下のようなサービスの基準の例を示す。

<(例)通所型サービスの基準> ※下線は、市町村や指定事業者等が事業を実施する際に、法令上必ず遵守すべき事項。それ以外は参考例。

〜 (1 州) 迪州至り一(人) 全年 / 然下線は、中町村や指定事業有等か事業を美施する除に、法令工必す遵守すべき事項。それ以外は参考例。						
	①現行の通所介護相当	②通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)	③通所型サービスB(住民主体による支援)			
人員	・管理者※ 常勤・専従1以上 ・生活相談員 専従1以上 ・看護職員 専従1以上 ・介護職員 ~15人 専従1以上 15人~ 利用者1人に専従0.2以上 ・機能訓練指導員 1以上 ※支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。	・管理者※ 専従1以上 ・従事者 ~15人 専従1以上 15人~ 利用者1人に必要数 ※ 支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。	· 従事者 必要数			
設備	・食堂・機能訓練室(3 m°×利用定員以上) ・静養室・相談室・事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品	・サービスを提供するために必要な場所 (3㎡×利用定員以上) ・必要な設備・備品	・サービスを提供するために必要な場所 ・必要な設備・備品			
運営	・個別サービス計画の作成 <u>・従事者の清潔の保持・健康管理</u> ・秘密保持等 <u>・事故発生時の対応</u> ・廃止等の届出と便宜の提供 等 (現行の基準と同様)	・必要に応じ、個別サービス計画の作成 <u>・従事者の清潔の保持・健康管理</u> <u>・従事者又は従事者であった者の秘密保持</u> <u>・事故発生時の対応</u> <u>・廃止等の届出と便宜の提供</u>	・従事者の清潔の保持・健康管理・従事者又は従事者であった者の秘密保持・事故発生時の対応・廃止等の届出と便宜の提供			

1 介護予防・生活支援サービス事業 (続き)

3 サービスの単価・利用者負担・給付管理 (P104~)

- 〇 サービス内容等に応じて、市町村が単価・利用者負担を設定する。その設定の考え方は以下のとおり。
 - ・ 現行の訪問介護等に相当するサービスの単価は、市町村において、国が定める額(予防給付の単価)を上限として、個別の額(サービス単価)を定める※。
 - ※ 市町村は、訪問介護員等による専門的サービスであること、サービス基準等を勘案し、ふさわしい単価を定める。
 - ・ 利用者負担は、市町村が、サービス内容や時間、基準等を踏まえ設定。なお、現行の訪問介護等に相当するサービスは、介護給付の利用者負担割合(1割、一定以上所得者は2割)等を勘案し、設定。ただし、下限は当該給付の利用者負担割合。
- 給付管理は、指定事業者によるサービスについて、支給限度額を勘案しつつ、国保連を活用しながら、実施。
- 市町村は、指定事業者によるサービスを対象とした高額介護サービス費に相当する事業を実施。

2 一般介護予防事業 (P113~)

- 介護予防の人材育成研修や地域活動組織の育成・支援、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等の関与など、効果的・ 効率的な介護予防に資する事業を積極的に展開。実施に当たって、市町村は、地域における介護予防活動を把握するとともに、 サービス事業との連携に努める。
- 3 地域支援事業の上限 (P119~)
- 総合事業に移行するサービスに要する費用がまかなえるよう、以下のとおり従前の費用実績を勘案した上限を設定。 また、総合事業の円滑な実施に配慮し、計算式による上限を超える場合は、個別に判断する枠組みを設ける。個別判断は、 事前の判断と事後の判断に分けて行う。

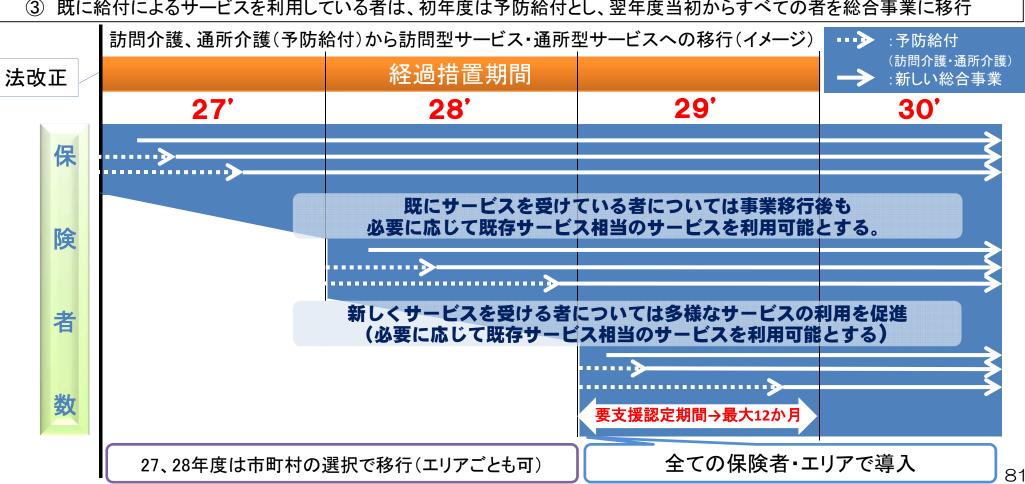
<u>総合事業の上限</u> =【①当該市町村の事業開始の前年度の(予防給付(介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援)+介護予防事業)の総額】

×【②当該市町村の75歳以上高齢者の伸び】

- 4 定期的な評価・検証 (P121~)
-) 市町村は、個々の事業評価と併せて、定期的(3年ごと)に、総合事業の結果等について評価・検証を行う。

総合事業への円滑な移行 (P128~)

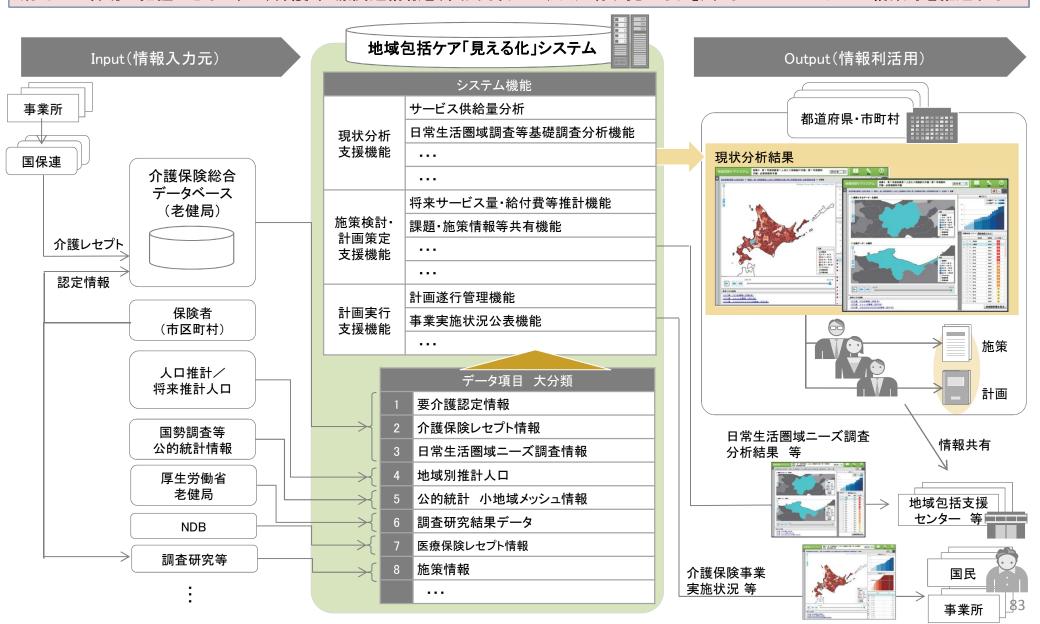
- 市町村が条例で定める場合は、総合事業の実施を平成29年4月まで猶予可能。
- 市町村は、できる限り早期から新しい総合事業に取り組む。一方で、受け皿の整備等のため、一定の時間を かけて、総合事業を開始することも選択肢。
 - ※ 総合事業の実施を猶予する場合も、総合事業の実施猶予の趣旨を踏まえ、現在から着実に受け皿の整備を行うよう努めることが適当。 <段階的な実施例>
 - ① エリアごとに予防給付を継続(【例】広域連合の市町村ごと)
 - 初年度は総合事業によるサービスの利用を希望する者以外は予防給付を継続
 - 既に給付によるサービスを利用している者は、初年度は予防給付とし、翌年度当初からすべての者を総合事業に移行



5. 介護・医療関連情報の「見える化」の推進について

介護・医療関連情報の「見える化」の推進(イメージ)

地域包括ケアシステムの構築に向けて、全国・都道府県・二次医療圏・老人福祉圏・市町村・日常生活圏域別の特徴や課題、取組等を客観的かつ容易に把握できるように、介護・医療関連情報を、国民も含めて広く共有(「見える化」)するためのシステムの構築等を推進する



地域包括ケア「見える化」システム(プロトタイプ)①

都道府県・保険者

都道府県・保険者担当者

地域包括支援センター

保健所

都道府県・保険者介護保険以外の担当者

介護保険事業(支援)計画策定委員

介護保険事業の現状分析

地域包括ケア「見える化」システム(プロトタイプ)が提供する機能

都道府県・保険者間比較

高齢化率等の属性、要介護認 定、介護サービスの給付状況 等の実績、日常生活圏域ニー ズ調査結果を全国の他の保 険者等と容易に比較可能

日常生活圏域間比較

高齢化率等の属性、日常生活 圏域ニーズ調査結果、介護サ ービス施設・事業所の所在 地・定員等を日常生活圏域間 で容易に比較可能

施策情報の検索・閲覧

国が調査研究等によって収 集した都道府県・保険者が実 施する地域包括ケアシステ ム構築に向けた施策・取組情 報を検索・閲覧可能

データ登録

日常生活圏域 境界情報及び日常生活 圏域ニーズ調査結果 【保険者が任意 に登録するデータ】

【国が登録するデータ】

施策事例情報等

・地域包括ケアシステム構築 へ向けた取組事例 等

介護保険総合DB

- 要介護認定情報
- 介護給付費請求情報

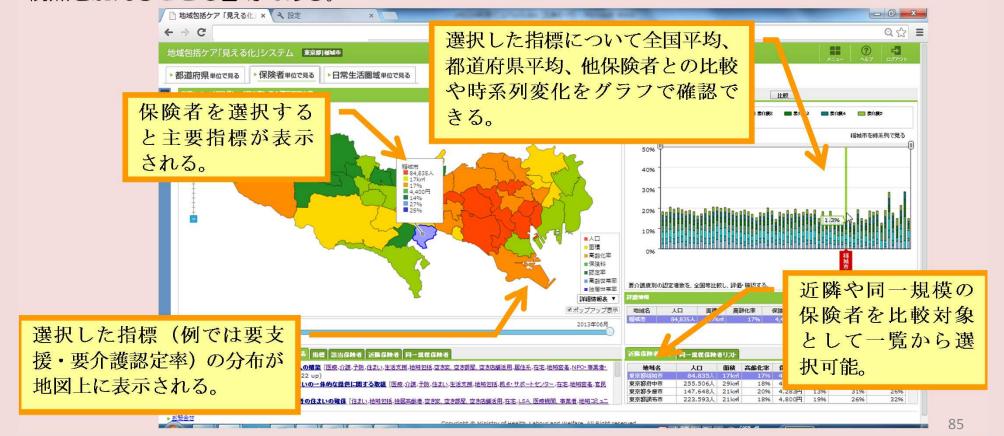
公的統計情報

- 国勢調査
- 介護保険事業状況報告

- ○国が登録するデータを 基にして、保険者は データの準備等の負担 なく、都道府県・保険 者間比較をしながら介 護保険事業の現状分析 を直感的に実施するこ とが可能である。
- ○保険者が日常生活圏域 に関する情報を別途登 録すれば日常生活圏域 別の分析も可能である。
- ○地域包括ケアシステム の構築に向けた他の保 険者等の取組を検索・ 閲覧が可能であり、現 状分析に基づいて取り 組むべき施策等の情報 を得ることが可能であ る。

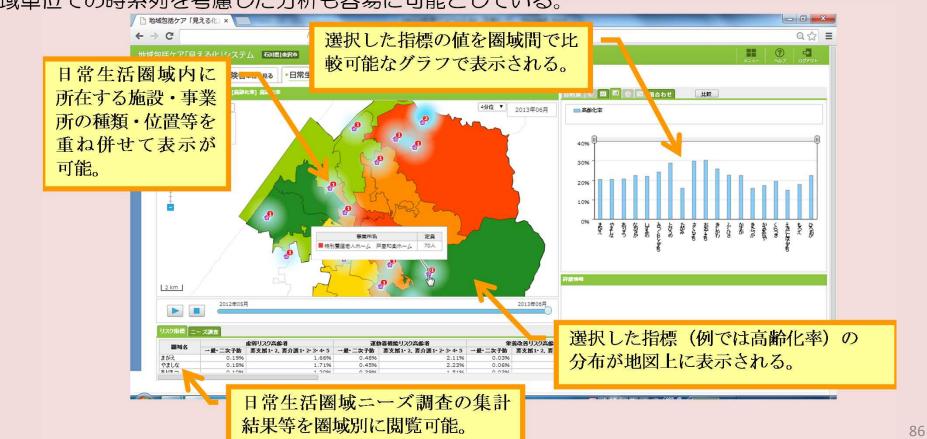
地域包括ケア「見える化」システム(プロトタイプ)②

- ○地理情報システム及びグラフ等を活用して介護保険事業の現状等を「見える化」することで、保険者 間の比較を容易にし、自治体における現状分析を支援する。
- ○介護保険総合データベースの情報を基に、介護保険政策評価支援システム等で提供している各種指標 を統合し、「見える化」して提供する。
- 〇介護保険総合データベース以外に、国勢調査等の公的統計調査の情報を活用して提供することで、介護保険給付以外の保険者特性を考慮した現状分析を支援する。
- 〇提供される情報の時系列の変化も「見える化」され、保険者が実施する分析に「過去のトレンド」の 視点を加えることも容易である。



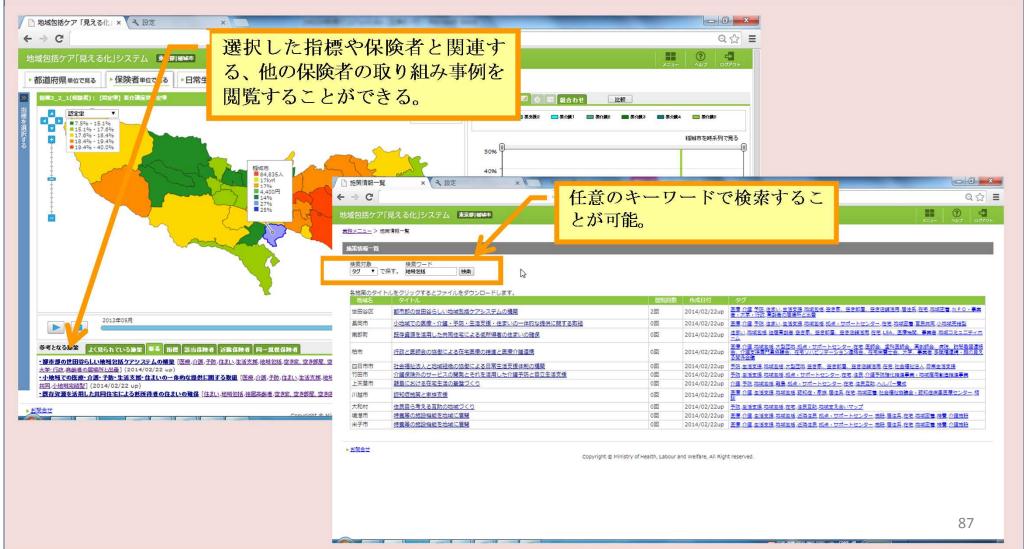
地域包括ケア「見える化」システム(プロトタイプ)③

- ○介護保険総合データベース及び各種公的統計情報を活用して日常生活圏域別の介護保険事業の現状 について「見える化」を行う。
- 〇日常生活圏域ニーズ調査の結果を提供いただく自治体については、日常生活圏域ニーズ調査結果の 全国、都道府県との比較や日常生活圏域別の分析が可能である。
- 〇日常生活圏域内の高齢者のリスク特性とサービス基盤との関係性等、従来困難であった分析を容易 に可能としている。
- 〇時系列変化の「見える化」は日常生活圏域単位での集計も提供され、従来困難であった日常生活圏 域単位での時系列を考慮した分析も容易に可能としている。



地域包括ケア「見える化」システム(プロトタイプ)④

- 〇表示している指標や比較対象として選択した保険者に関連する地域包括ケアシステム構築に向けた 取り組み事例等を閲覧し、現状分析の結果から参考となる取組事例の情報を得ることが可能。
- ○地域包括ケアシステム構築に向けた取り組み事例等は、現状分析を行いながら閲覧するほか、 キーワードで自由に検索することも可能。



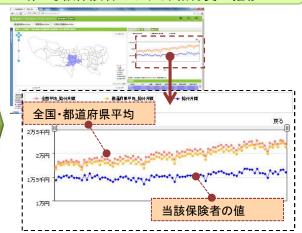
地域包括ケア「見える化」システム(プロトタイプ)を活用した分析の例

第1号被保険者1人当たり給付費 地図によって直感的に地域間比較 上較 全国・都道府県平均 近隣保険者等の値

(例)全国、近隣等と比較して、第1号被保険者1人 当たりの給付費は安い。

現状分析の例

第1号被保険者1人当たり給付費の推移



(例)全国、近隣等と比較して、過去7年間の第1号被保険者1人当たりの給付費の伸びが小さい。

人口構造と認定率の 関係を全保険 者と比較

(例)後期高齢者が少ないので認定率が低い。 (例)後期高齢者が多くても認定率が低い保険者もあ

後期高齢者割合

現状分析の例

グラフでは比較 対象を自由に 選択して定量的

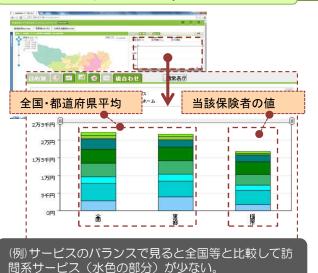
に比較

- ・第1号被保険者1人当たり保険給付月額が全国平均 と比較して低く、過去7年間の伸びも小さい。
- ・第1号被保険者に占める後期高齢者加入割合が 低いために、要支援・要介護認定率も低い水準で あることが給付費が低い一因であると考えられる。
- ・サービスのバランスを見ると、全国、都道府県平 均と比較して、訪問系サービス利用率が低い。

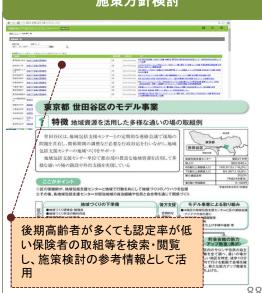
<現状評価と課題抽出>

- ・今後、後期高齢者が増加すると認定率も上がり、 サービス利用も増える可能性があるのではないか?
- ・後期高齢者が多くても認定率が低い水準の保険者 ではどのようなサービスバランスになっているのか? また、どのような取り組みがされているのか?

サービスのバランス



—————— 施策方針検討



まとめ

- これからの介護予防は、機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけではなく、生活環境の調整や、地域の中に生きがい・役割を持って生活できるような居場所と出番づくりなど、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めた、バランスのとれたアプローチが重要である。
- <u>高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進</u>していただきたい。
- 各市町村においては、先行事例や市町村介護予防強化推進事業の取組事例等を参考にしながら、新しい総合事業を如何に活用するかという視点にたって、要介護状態になっても、生きがい・役割を持って生活できる地域の実現を目指していただきたい。
- 第6期市町村介護保険事業計画に、地域特性を活かしたより効果的・効率 的な介護予防の取組を推進するための具体的な戦略を盛り込んでいただき たい。